# 焼　津　市
# 歴史民俗
# 資　料　館
# 年　　　報

令和元年度

34

## 令和元年度『年報 34』

## 目　次

【１】施設の概要 ............................ 1
　　1　歴史民俗資料館
　　2　大井川民俗資料保管庫
【２】展示事業 .............................. 2
　　1　常設展示室
　　2　展覧会の開催
【３】教育・普及事業 ........................ 7
　　1　講演会、体験学習等の開催
　　2　広報活動
　　3　博物館実習生の受け入れ
【４】文化財保護事業 ........................ 15
　　1　埋蔵文化財の保護
　　2　文化財の保護・顕彰事業
　　3　指定文化財一覧
【５】利用者統計資料 ........................ 26
　　1　令和元年度利用状況
　　2　履歴
【６】資料館の資料の動向 .................... 31
　　1　資料の貸出し
　　2　資料の提供
　　3　資料の閲覧
　　4　常設展示室の借用資料
　　5　企画展の借用資料
　　6　受贈資料
　　7　受寄資料
【７】管理運営 .............................. 34
　　1　機構と職員（令和元年度）
　　2　令和元年度予算
　　3　施設・資料管理
資　料 ...................................... 36
　　1　条例・規則等
　　2　平成 30 年度決算

※ 掲載された皆様の敬称の一部は省略させていただきました。

# 1　施設の概要

## 1　歴史民俗資料館

先人が築き、伝え残してきた行事、歴史民俗資料、まちなみ等の貴重な文化遺産の保存・継承に努め、それらを活用した学習機会を提供している。

博物館法施行規則第 19 条による博物館相当施設（平成２年３月 27 日付指定番号 20 号）である。

### （１）施設概要

焼津市文化センターに設置されている。同センターは、焼津文化会館・歴史民俗資料館・焼津小泉八雲記念館・焼津図書館を有機的に一体化した複合施設で、学習・芸術・文化活動の総合的な拠点施設である。

**所 在 地**　〒425-0071
静岡県焼津市三ケ名 1550 番地
**電話番号**　054－629－6847
**FAX 番号**　054－629－6848
**E-mailｱﾄﾞﾚｽ**　rekimin@city.yaizu.lg.jp
**Ｕ Ｒ Ｌ**　http://www.city.yaizu.lg.jp/rekimin/
**開館時間**　午前９時～午後５時
**休 館 日**　月曜日（祝休日の場合は翌平日）
年末年始（12 月 29 日～１月３日）
臨時休館（燻蒸期間・展示替期間）
**入 館 料**　無料
**延床面積**　964.3 ㎡（１階 496.8 ㎡、２階 467.5 ㎡）
**内　　訳**　１階　事務・研究室 154.0 ㎡、
収蔵庫 162.8 ㎡、荷解室 28.8 ㎡、
廊下・倉庫等 151.2 ㎡
２階　常設展示室 341.9 ㎡、
展示ロビー94.2 ㎡、廊下等 31.4 ㎡

＜平面図＞

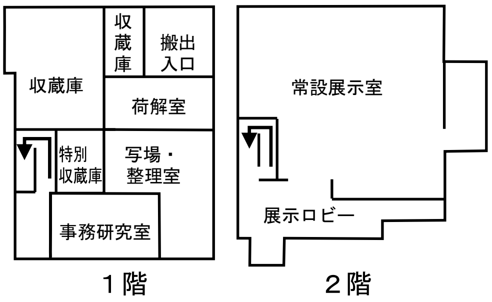


１階　　２階

以下、焼津市文化センターとして
**敷地面積**　30,806 ㎡　**建築面積**　7,966 ㎡
**延床面積**　11,689 ㎡
**内　　訳**　焼津文化会館　8,806.2 ㎡
歴史民俗資料館　964.3 ㎡
焼津小泉八雲記念館　496.0 ㎡
焼津図書館　1,422.4 ㎡
**構　　造**　鉄骨・鉄筋コンクリート造り、一部鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造り
**駐 車 場**　500 台

### （２）沿　革

昭和 56 年 ６月　文化センター検討委員会設置
昭和 57 年 １月　文化センター基本構想答申
３月　文化センター建設委員会設置
昭和 57 年 12 月　文化センター基本設計完了
昭和 58 年 ３月　文化センター実施設計図完成
10 月　文化センター建設起工
昭和 60 年 ３月　文化センター竣工
６月 28 日　歴史民俗資料館開館

| 資料館常設展示室入館者累計（概ね５万人ごとの達成時期） | |
|---|---|
| 昭和 61 年 ９月 | ５万人 |
| 昭和 63 年 10 月 | 10 万人 |
| 平成 ３年 ５月 | 15 万人 |
| 平成 ６年 ３月 | 20 万人 |
| 平成 ８年 11 月 | 25 万人 |
| 平成 12 年 ５月 | 30 万人 |
| 平成 15 年 ３月 | 35 万人 |
| 平成 20 年 ９月 | 40 万人 |
| 平成 24 年 ４月 | 45 万人 |
| 平成 27 年 10 月 | 50 万人 |
| 平成 31 年 ４月 | 55 万人 |

| 資料館事業総利用者累計（概ね 10 万人ごとの達成年度） | |
|---|---|
| 昭和 62 年度 | 104,728 人 |
| 平成 ３年度 | 203,990 人 |
| 平成 ７年度 | 324,898 人 |
| 平成 11 年度 | 415,839 人 |
| 平成 16 年度 | 507,718 人 |
| 平成 21 年度 | 606,335 人 |
| 平成 26 年度 | 702,669 人 |

常設展示室入館者に、企画展・特別展の入場者、体験学習、講演会等の参加者を加えた人数。

## 2　大井川民俗資料保管庫

昭和 62 年３月に旧大井川町の郷土資料保管庫として完成した。焼津市との合併後は、大井川民俗資料保管庫として主に大井川地区で収集された農具や民具などの民俗資料を保管し、１年に１度特別公開するほか、見学申込みに随時対応している。

**所 在 地**　〒421-0205　焼津市宗高 909 番地の１
**延床面積**　243.0 ㎡
**構　　造**　地上１階、軽量鉄骨造

# ２　展示事業

## １　常設展示室

歴史民俗資料館の常設展示室には、市内の遺跡から発見された土器や木製品などを展示する時代別コーナー、昔の生活道具を集めた民具コーナー、焼津の基幹産業である漁業の資料をまとめた漁業コーナー、そして第五福竜丸の被災を伝える第五福竜丸コーナーを設けている。昭和 60 年の開館から令和元年度までの常設展示室来館者は 56 万 5 千人を超え、多くの皆様にご来館いただいている。

平成 23 年２月、第五福竜丸を含む船体模型などの漁業資料が新たに加わり、常設展示室内を大幅に改装した。資料が充実した漁業コーナーは入口からも全体が見えるように拡張し、全長約６ｍの第五福竜丸船体模型を中央に配置している。

縄文時代から弥生、古墳時代を経て中世へと続く時代別コーナーでは資料を集約するなどして、時代を追って見学できるように配列している。古墳時代の遺跡として全国的に有名な宮之腰遺跡の復元住居は、展示室入口の正面からも見やすいように設置している。

その他、受付前には、国の伝統的建造物群保存地区に選定されている花沢地区のコーナーを設けた。また、焼津市史関連書籍や発掘調査報告書などを紹介していて、購入することもできる。

### 縄文時代（紀元前 15 世紀～紀元前３世紀）

縄文時代の人々は、山ではウサギやイノシシを捕まえ、ドングリやキノコなどを採集し、海や川、湖沼では魚類や貝類を獲り、自然の恵みと厳しさの中で生活していた。高草山麓の花沢の別所ノ段遺跡では黒曜石の矢じり、海岸部の弁天遺跡からは石剣が見つかっており、山の幸・海の幸に恵まれた人々の生活がしのばれる。

### 弥生時代（紀元前３世紀～紀元後３世紀）

弥生時代、日本列島では本格的に稲作が始められた。人々は水田を造営するのに適した沖積平野を次々に開拓していき、私たちが住む大井川平野も 2,000 年前頃から開拓が始まった。その頃の大井川平野は、森林と湖沼が点在し、その間を縫うように小河川が網の目のように流れていた。策(むち)牛(うし)地区から藤枝市岡部町の三輪にかけて広がる清水遺跡からは、稲作に使ったと考えられる鍬や鋤などの工具、容器や杓子などの日用品、機織具、高床建物の柱や梯子などが数多く出土している。

遺跡地図と縄文・弥生時代コーナー

### 古墳時代（４世紀～７世紀）

古墳時代では、西小川の小深田西遺跡（堅小路公園の西側）で４世紀の方形の墓が見つかり、水晶や翡翠の勾玉や銅鏡が出土している。また、高草山には主に６世紀から７世紀にかけて多くの古墳が造られており、笛吹段古墳群（坂本）や兎沢古墳群（花沢）には横穴式石室が現在も残っている。

この時代は平野の中央に多くの人が住み始め、４世紀の小深田遺跡（熊野神社周辺）、5 世紀前半の大覚寺遺跡（八坂神社南側）、5 世紀後半の宮之腰遺跡（焼津神社周辺）などのように、規模の大きい拠点的なムラが出現し栄えた。

古墳時代コーナー

### 奈良・平安時代（８世紀～12 世紀）

法体系や中央と地方の行政組織が整備され、天皇中心の中央集権統治が行われた時代である。中央と地方を結ぶ官道が造られ、官道の要所には駅を置き馬が常備され、休憩・宿泊施設が整備された。大井川平野には小川駅が置かれ、その場所は現在の西小川地区にある道場田・小川城遺跡付近である。遺跡からは、平安時代の銅印や陶器類が見つかっている。

また、大覚寺遺跡でも建物跡や陶器類を確認している。

## 鎌倉・室町時代（12 世紀～16 世紀）

鎌倉時代以降、日本の政治の実権は武家が掌握する。小川城遺跡には鎌倉時代、「七郎丸」と名乗る有力な在地御家人がいたようで、七郎丸と書かれた小皿などの陶器類が出土している。

やがて室町時代後半になると、小川長谷川氏が、周囲に堀を巡らした大きな館をこの地に構えた。鉄釉の皿・天目茶碗や灰釉の皿・碗などの国産の陶器類、青磁・白磁・染付などの輸入陶磁器、漆椀、曲物、将棋の駒、中国銭、呪符木簡、舟形木製品、下駄など豊富な遺物が出土している。

## 民具コーナー

市民の皆様から寄贈された資料を中心に、日用品、家具・調度品などを展示している。平成 31 年２月に開催された「企画展：なつかしの焼津　昭和×暮らし×道具」に合わせ、昭和時代の暮らしを再現した内容にリニューアルした。

民具コーナー

## 漁業コーナー

駿河湾に面し、大井川の扇状地に位置する焼津は、古くから漁業を生業とし、海と共に歩んできた歴史がある。市内の遺跡からは、弥生時代に漁に使われたと考えられる漁具や古墳時代のカツオの骨が出土している。また、遠く平城京跡で発見された木簡からは、益頭郡でとれたカツオの加工品がはるばる都まで運ばれていたことがわかっている。

近代に入ると、焼津は、カツオ・マグロ漁の先進地として、重要な地位を占めるようになる。先人たちの努力によって、漁船は手漕ぎの八丁櫓から動力船へ、漁場は近海から遠洋へと変化し、焼津漁業は飛躍的な発展をとげる。また、鰹節に代表される水産加工技術の進展もめざましく、現在では、遠洋漁業と水産加工業の街として、その名が全国に知られている。

このコーナーでは、「港周辺の風景」「カツオ漁・サバ漁など」「造船の道具」「古代の漁法」「いろいろな漁の道具・漁法」という５つのコーナーを設け、焼津漁業発展の中心地であった浜通りと港周辺の風景、カツオ漁をはじめとする焼津でおこなわれていた漁法や実際に使われていた漁具のほか、造船の道具などを紹介する。また、通路展示では、焼津で使用されていた船の模型のほか、実際に船で使われていた船箪笥やイカリなどの道具と大漁旗を展示している。

漁業コーナー

## 第五福竜丸事件

1954（昭和 29）年３月１日の早朝、焼津のマグロ漁船第五福竜丸は、ビキニ環礁北東の公海上でアメリカの水爆実験に遭遇した。長時間にわたり降り続いた放射能を帯びた灰により、乗組員は次々に発病し、第五福竜丸は全速で母港の焼津港に向かった。

帰港した乗組員は、全員急性放射能症と診断され、入院して治療することとなった。全国各地では、放射能汚染を受けた魚が水揚げされ、廃棄され、魚が売れなくなり、漁業界は大打撃を受けた。

また、放射能に汚染された雨が国内にも降り、国民は不安におびえた。同年９月 23 日、第五福竜丸の無線長だった久保山愛吉氏が、医師団の懸命の努力と家族や市民の願いもむなしく、不帰の人となった。他の乗組員が退院したのは、翌 1955（昭和 30）年５月 20 日のことであった。

第五福竜丸事件コーナー

## ２　展覧会の開催

協力者等の敬称は省略させていただきました。

### （１）歴史民俗資料館

#### ① 企画展
#### 「なつかしの焼津　昭和×暮らし×道具」

**開催期間**　２月１日(金)～５月 19 日(日)
**開催日数**　95 日
**会　　場**　常設展示室
**入 場 料**　無料
**主　　催**　歴史民俗資料館
**観覧者数**　7,545 人(４月以降は 3,160 人)
**内　　容**　「ちょっと昔の昭和の暮らし」をテーマに、戦後から昭和 50 年頃にかけて一般の家庭で使われていた道具や家電のほか、当時のまちの風景写真を展示した。また、本展示に合わせて民具コーナーに昭和 30 年代のお茶の間を再現したコーナーを新設したほか、ダイヤル式の黒電話に実際に触れる体験コーナーや受付前に写真撮影コーナーを設けるなど気軽に来場してもらえるような工夫をした。

開催期間中、様々な世代の方にご来場いただき、「昭和の暮らしが良くわかるいい展示」「昔の暮らしや道具を見るだけでなく体験できて良かった」「お年寄りと昔話に花が咲いた」など、好評の声が寄せられた。

**出品点数**　84 点　＊お茶の間再現コーナー、体験コーナーを除く
**出品目録**　＊記載のない資料は当館蔵

【電気やガスが無かった頃の道具】氷冷蔵庫、真空管式ラジオ、卓上電話機、羽釜、炭火アイロン、洗濯板、金だらい(大井川西小学校蔵)、石油ランプ

【生活を便利で豊かにした家電】白黒テレビ、カラーテレビ(オノダ電気蔵)、ローラーつき電気洗濯機、電気掃除機(オノダ電気蔵)、電気冷蔵庫(オノダ電気蔵)、電気自動炊飯器、ガス自動炊飯器、魚焼きグリル、電気ポット、魔法瓶(個人蔵)、トースター、電気アイロン、電気式カーラー、電子レンジ、テープレコーダ(個人蔵)、フィルムカメラ２点、家庭用８ミリフィルムカメラ、ポータブルレコードプレーヤー、レコード３点(個人蔵)、ヘッドホンステレオ、初期の家庭用パソコン(個人蔵)

【子どものくらしと遊び】大井川中学校で使われていた机、中学生用カバン、中学校の教科書（昭和 30 年代前半）３点、ランドセル（黒・赤)、小学生用帽子、ハーモニカ、小学校の教科書 (昭和 20 年代後半～30 年代前半) ３点、石板、石墨、木製の筆箱、水筒、アルマイト製弁当箱２点、バリカン２点、置き薬(個人蔵)、氷のう釣、氷のう、吸入器、おもちゃの映写機、昔の遊び道具（ウルトラマン人形、ウルトラマンセブン人形、ミニカー2 点、ピストル模型、ロボット人形)、ソフトボール用グローブとボール一式(個人蔵)、コミック本２点、ビー玉一式、おはじき一式、こま（木製・鉄製)、ベーゴマ、めんこ一式

【オリンピックと万博】「オリンピック東京大会会場案内地図」、「日本万国博覧会公式ガイドブック」、「週刊サンケイ東京オリンピック 1964」、「東京オリンピック記念硬貨」(個人蔵)、「日本万国博覧会記念切手」(個人蔵)

#### ② 漁業コーナーリニューアル記念企画展
#### 「焼津と海　挑戦の歴史」

**開催期間**　５月 31 日(金)～９月 29 日(日)
**開催日数**　105 日
**会　　場**　常設展示室
**入 場 料**　無料
**主　　催**　歴史民俗資料館
**観覧者数**　5,898 人
**内　　容**　本展示は、常設の漁業コーナーのリニューアルを記念して開催したものである。古くから水産業を生業として発展してきた焼津の歴史を「挑戦」というテーマでまとめたもので、焼津の水産業の中心であった浜通りと焼津港の周辺にスポットをあて、焼津の水産翁と呼ばれる三人をはじめとした、時代の変革期に焼津の水産業を支えてきた知られざる焼津人の「挑戦」の一端を紹介

した。

企画展開催中の漁業コーナーは、通路展示と合わせて焼津の漁業の概要がわかる展示とすることを目指した。また、「港周辺の風景」「カツオ漁・サバ漁など」「造船の道具」「古代の漁法」「いろいろな漁の道具・漁法」という常設の展示内容に「海と信仰」という６つ目となるテーマを加え、実際に使われていた漁具のほか、造船の道具などを紹介した。なお、通路展示では、「焼津で活躍した船と大漁旗」というテーマで、焼津で活躍した船の模型や実際に船で使用された道具、大漁旗を展示した。

本展示終了後には、企画展に出品した水産加工品関連の資料を常設展示の漁業コーナーに追加展示した。今後も漁業コーナーのさらなる充実を図りたい。

**出品点数**　41 点

**出品目録**　片山七兵衛立像、「鰹節製造助教師辞令」、「鮮節看板」、「生利節ポスター」、（以上４点個人蔵）、「文政五年　諸國鰹節番附表」（焼津漁業協同組合蔵）、「漁方規定取極之事」、「波除堤絵図」（以上２点個人蔵/当館寄託）、「城之腰村年貢割付状」（焼津図書館蔵）、耳白半纏（焼津小泉八雲記念館蔵）、「明治末期 焼津駅見取図」、「駿遠鉄道株式会社株券」、「焼津漁業絵図　明治時代　カツオ一本釣り」、「焼津漁業絵図　明治時代　八丁櫓カツオ船」、「焼津漁業絵図　明治時代　初の動力船」、「焼津漁業絵図　昭和時代（初期）カツオ鮪船時代（スミス島のカツオ釣り）」、「焼津漁業絵図　昭和時代（中期）兼業船時代　鮪縄漁の揚縄」、「水産物製造販売組合　木札」、「堤防運動費記」、「富士丸乗組員日誌」、『静岡縣漁場圖解説書全』、服部安次郎坐像、「焼津港湾期成同盟会日誌」、「焼津町生産組合設立ノ動機及事業ノ概要」、焼津信用金庫バッチ、鰹節削り用刃物と道具箱一式、鰹節（本節）木型模型一式、「焼津鰹節標準型ポスター」、「第二回水産博覧会賞状　鰹節　有功三等」、「鰹節削賃金表」、「焼津漁港建設　賛成名簿」、「焼津築港　促進日記」、「水産之焼津　並焼津漁港修築計劃之概要」、「焼津港築港完成後の鳥瞰図」、大相撲巡業看板、徴用船乗組員からの手紙、「船具店の掛帳」、潜水作業用具（ヘルメット、靴、オモリ）、「鮪水揚優秀船」表彰旗、缶詰製造の巻締機、八丁櫓模型（以上 32 点当館蔵）

### ③ 企画展 「巡礼の旅　～廻国の行者と信仰～」

**開催期間**　10 月４日（金）～１月 26 日（日）

**開催日数**　94 日

**会　　場**　常設展示室

**入 場 料**　無料

**主　　催**　歴史民俗資料館

**観覧者数**　4,332 人

**内　　容**　平成 31 年４月に、六十六部廻国巡礼関係資料３件が新たに市指定文化財となったことに合わせて、指定された下小杉村の六部行者達の資料を中心に展示を行った。また、川中島八兵衛や洞福寺の弥吉など六部行者として当地を訪れたと考えられる者や、遊行僧として知られる木喰上人が残した木喰仏など、市内に残る巡礼者の痕跡とその信仰について紹介した。

**出品点数**　32 点

**出品目録**　法華寺の参拝記念絵馬（法華寺蔵）、弥吉肖像画、地獄・極楽図（以上２点洞福寺蔵）、大日堂の吉祥天像、大日堂の不動明王像（以上２点大日堂蔵）、勢岩寺の弘法大師像（勢岩寺蔵）、横山九郎右衛門の六十六部廻国関係資料（納経帳、六十六部縁起之事、旅宿記、笈、編笠、漆椀４点）（以上９点個人蔵）、谷澤兵三郎の六十六部廻国関係資料（納経帳２点、鹿嶋廻国縁起之次第、錫杖頭）（以上４点個人蔵）、小柳津の三郎兵衛の廻国関係資料（納経帳、鉦鼓、厨子）（以上３点個人蔵）、山下

太郎兵衛盈吉の廻国関係資料（納経帳、笈、福わらじ）、八兵衛さんの御札、法月三郎兵衛の六十六部廻国関係資料（往来手形之事、笈、厨子入阿弥陀三尊像）、熊野牛王符、疫病除御守、豆巻子（経典）（以上 10 点当館蔵）

### ④ 企画展　法華寺展・本堂修理記念「古道に咲く花　受け継がれる祈り」

**開催期間**　１月 31 日（金）～５月 24 日（日）
**開催日数**　100 日
**会　　場**　常設展示室
**入 場 料**　無料
**主　　催**　歴史民俗資料館
**観覧者数**　2,196 人（３月末まで）

**内　　容**　法華寺は、国の重要伝統的建造物群保存地区である焼津市花沢にある寺院で、この度、約 100 年ぶりとなる本堂の修理工事が平成 30 年から２カ年計画で行われた。本展は、これを記念して、法華寺の歴史と信仰を紹介するものである。

会場には、本尊千手観音菩薩の眷属（けんぞく）である二十八部衆像や奉納された絵馬などのほか、本堂修理工事の際に発見された江戸時代の納札や御開帳の記録などの新資料も展示した。

戦火などで荒廃するたびに、多くの人の信仰の力によって寺が再興され、貴重な文化財が受け継がれてきた歴史の一端を紹介し、「法華寺のことが、より身近になった」「素晴らしい仏像に会えた」など好評の声が寄せられた。

**出品点数**　42 点
**出品目録**　「法華寺建立記」、絵馬「赤馬」、絵馬「囲碁を打つ人物」、絵馬「弁慶の図」、絵馬「巡礼の図」、二十八部衆「毘楼博叉天王像」、二十八部衆「阿修羅像」、二十八部衆「風神像」、二十八部衆「雷神像」、二十八部衆像納入文書２点、寄進札一式、納札 19 点、「乳房観音堂改造費勧進募集記」、「乍恐以書付御訴奉申上候」（本尊開扉につき建札のこと）、「寄附金簿」２点、「御開扉　寄附帳」３点、本堂使用の古材（向拝の打越垂木）２点、本堂修理状況写真一式（以上 41 点法華寺蔵）、納札を模したお守り（個人蔵）

## （２）大井川民俗資料保管庫

### ① 通常公開

大井川民俗資料保管庫では、申し出に応じて施設の公開、保管資料の説明を実施している。

令和元年度は、１団体 63 人が見学した。

### ② 特別公開

**開催日時**　11 月３日（日）　午前９時～午後２時
**会　　場**　大井川民俗資料保管庫
**主　　催**　歴史民俗資料館
**来場者数**　129 人
**内　　容**　文化財保護強調週間と大井川商工祭りの開催に合わせて、大井川民俗資料保管庫を特別公開した。保管庫には、大井川地区を中心に集められた農具や生活道具などが保管されており、来場者は懐かしそうに資料を見学していた。

また、保管庫前では縄をなって正月飾りを作る体験も行い、子どもからお年寄りまで多くの方が一足早い新年の準備をしていった。

# ３　教育・普及活動

## １　講演会、体験学習等の開催

令和元年度の開催回数は合計24回（講演会・講座４回、体験学習12回、出張講座６回）、参加者は合計2,136人である。

### （１）講演会・公開講座　計275人

#### ① 歴史文化講座　「歴史に見るまぐろ油漬け缶詰　～続・焼津の水産加工業の歩み～」

**講　　師**　揖斐洸さん（焼津市文化財保護審議会委員）
**開催日時**　６月８日(土)　午後２時～３時30分
**開催会場**　焼津文化会館３階会議室
**聴講者数**　49人
**聴 講 料**　無料
**主　　催**　歴史民俗資料館
**内　　容**　焼津市文化財保護審議会委員の揖斐洸さんを講師に迎え、講座を開催した。多くの参加者から続編が希望された、２月開催の「かつお節編」（歴史に見るかつお節・まぐろ缶詰 ～焼津の水産加工業の歩み～）に引き続く、まぐろ油漬け缶詰に関する講座で、まぐろ缶詰の歴史や製造方法などについて、スライドや年表を使って進められた。参加者からは「難しい話を楽しくうかがえました」など、好評の声を多く得た。

#### ② 歴史文化講座　「焼津鰹節職人の活躍と交流」

**講　　師**　川口円子さん（焼津市文化財保護審議会委員）
**開催日時**　８月31日(土)　午後２時～３時40分
**開催会場**　焼津文化会館３階会議室
**聴講者数**　66人
**聴 講 料**　無料
**主　　催**　歴史民俗資料館
**内　　容**　企画展「焼津と海　挑戦の歴史」に関連して、焼津の鰹節職人についての講座を開催した。焼津市文化財保護審議会委員の川口円子さんを講師に迎え、焼津の鰹節（焼津節）の歴史や、各地で鰹節製造技術を指導した焼津の鰹節職人についてお話いただいた。講師自身が、職人から聞き取った実体験や調査時の写真などを紹介したほか、講話後には、企画展のフロアレクチャーも行い、多くの聴講者で会場が活気づいた。参加者からは、「焼津の職人さんたちの努力の話が興味深かった」「鰹節にたずさわる人の生の姿が想像できる話だった」などの感想が寄せられた。

#### ③ 歴史文化講演会　「忘れられた大巡礼　～六十六部日本廻国～」

**講　　師**　小嶋博巳さん（ノートルダム清心女子大学教授）
**開催日時**　11月９日(土)　午後２時～３時30分
**開催会場**　焼津文化会館３階会議室
**聴講者数**　82人
**聴 講 料**　無料
**主　　催**　歴史民俗資料館

内　　容　ノートルダム清心女子大学の小嶋博巳さんを講師に迎え、講演会を開催した。企画展でも紹介している六十六部日本廻国について造詣が深い講師より、現在はほとんど語られなくなった謎の巡礼についてお話いただき、展示室のフロアレクチャーもしていただいた。巡礼の意義や実践者の実態について市内の事例を挙げながらわかりやすい解説をいただき、参加者からは「六十六部に興味がわきました」など好評の声を多く得た。

### ④ 歴史文化講座　「木喰五行　八十歳の旅～切り絵で追う寛政廻国の木喰仏」

**講　　師**　八木勝行さん（焼津市文化財保護審議会委員）
**開催日時**　12 月 14 日(土)　午後２時～３時 40 分
**開催会場**　焼津文化会館３階会議室
**聴講者数**　78 人
**聴 講 料**　無料
**主　　催**　歴史民俗資料館

**内　　容**　企画展「巡礼の旅～廻国の行者と信仰～」に関連して、遊行僧として知られる「木喰上人」の生涯についての講座を開催した。焼津市文化財保護審議会委員の八木勝行さんを講師に迎え、日本廻国と造仏修行に生涯をささげた上人の生き方についてお話をいただいた。講座では、講師が制作した木喰上人の切り絵作品で上人の足跡をたどったほか、切り絵の実演も行われ、会場はおおいに盛り上がった。参加者からは、「木喰さんの姿がイメージできました」「時代の流れとともに仏像が変化していく様を感じることができました」など、好評の声をいただいた。

### ⑤ 歴史文化講演会「法華寺の仏像　～保存と普及啓発にために～」

※ 新型コロナウイルス感染予防対策のため、実施を中止した。

**計画していた内容**
講　師　日比野秀男さん（常葉大学名誉教授）
日　時　３月 20 日(金)
会　場　焼津文化会館３階会議室
聴講料　無料
主　催　歴史民俗資料館
内　容　法華寺は、焼津市花沢にある院で創建から約 130 年を数える。寺に伝わる仏教美術を紹介するとともに、後世に受け継いでく大切さを解説する。

## （２）体験学習（伝統文化子ども教室）

計 206 人

### ① 七夕かざりをつくろう！

**講　　師**　杉山きみ子さん
**開催日時**　７月６日(土)
午前の部…午前 10 時 00 分～11 時 30 分
午後の部…午後１時 30 分～３時 00 分
**開催会場**　焼津文化会館３階会議室
**参加者数**　30 人
**参加費(材料費)**　100 円

**内　　容**　折り紙を使って「七夕かざり」をつくる教室を開催した。参加者は、講師の指導のもと「ちょうちんかざり」や「あみかざり」といった７種の飾りを制作した。青少年ボランティアなどの協力もあり、親子で楽しみながらひとつひとつ丁寧に仕上げていった。出来上がりに満足した様子で、とても嬉しそうであった。

教室の終了後には、作った「七夕かざり」とともに、配布された１ｍほどの笹を持ち帰った。

## ② 水でっぽうをつくろう！

**講　　師**　竹内英夫さん、鳴谷昇さん
**開 催 日**　７月 27 日(土)
午前の部…午前 10 時～11 時 30 分
午後の部…午後１時 30 分～３時
**開催会場**　焼津文化会館３階会議室、清見田公園
**参加者数**　33 人
**参加費(材料費)**　200 円
**内　　容**　昔ながらの竹を使った水でっぽうをつくる教室を開催した。参加者は、竹をのこぎりで切ったり、布を巻いたりする作業に苦戦しながらも世界にひとつだけのオリジナル水でっぽうを作った。

完成後は、清見田公園に移動して、試し打ちをした。木についたセミの抜け殻をめがけて子どもたちは楽しそうに水を飛ばしていた。参加者からは「自分で作った初めての水でっぽうは楽しかった」などの感想が寄せられた。

## ③ まがたまをつくろう！

**講　　師**　竹内英夫さん、鳴谷昇さん
**開催日時**　８月 13 日(土)
午前の部…９時 30 分～11 時 30 分
午後の部…１時 30 分～３時 30 分
**開催会場**　焼津文化会館３階会議室
**参加者数**　41 人
**参加費(材料費)**　300 円
**内　　容**　勾玉をつくる教室を開催した。参加者は、まず資料館の展示室で市内の遺跡から出土した勾玉を見学してイメージを膨らませてから、勾玉作りを開始した。紙やすりで滑石を削るという作業に、最初はとまどう参加者も見られたが、講師や保護者に手伝ってもらいながら形を整えていった。手や衣服を粉だらけにしながら夢中で滑石を磨き終えると、ウッドビーズで飾り付けをして完成。出来上がった勾玉を首からさげ、大切そうに触っている姿が印象的だった。参加者からは、「まがたまの話や作り方を知れて良かった」「来年も参加したい」「根気のいる作業でしたが、自分で作った世界にひとつだけのまがたまに息子も大満足」といった声が寄せられ、好評な教室となった。

## ④ 石器時代にタイムスリップ！

**講　　師**　竹内英夫さん、鳴谷昇さん
**開催日時**　８月 21(水)
午前 10 時～午後１時 45 分
**開催会場**　焼津市文化センター第４駐車場ほか
**参加者数**　23 人
**参加費(材料費)**　100 円
**内　　容**　「石器づくり体験」「火おこし体験」「狩りの模擬体験」の３つを通して石器時代の暮らしを学ぶ教室を開催した。火起こし体験では、舞切りを使って火をおこすことに苦戦したが、火がおきた時は班員全員で喜んだ。普段は体験することができない貴重な体験を通じて参加者からは「本当にタイムスリップしたみたいで楽しかった」などの感想が寄せられた。

### ⑤ ミニ門松をつくろう！

**講　　師**　鳴谷昇さん、竹内英夫さん
**開催日時**　12 月 25 日(水)
午前の部…午前９時 30 分～11 時 30 分
午後の部…午後１時 30 分～３時 15 分
**開催会場**　焼津文化会館３階会議室
**参加者数**　40 人
**参加費(材料費)**　500 円

**内　　容**　お正月を飾るミニ門松を作る教室を開催した。この教室は毎年好評で、今年も多くの参加者を得た。最初にお正月飾りのいわれを説明し、門松を飾ることの意味を知ってもらった。門松の制作では、「垣根縛り」という特殊な結び方に苦戦しながらも講師や職員の指導のもと飾りつけをしていき、それぞれ思い思いの門松を完成させることができた。

### ⑥ 竹のおもちゃをつくろう！

**講　　師**　竹内英夫さん、鳴谷昇さん
**開催日時**　２月 22 日(土)
午前の部…午前９時 30 分～11 時 30 分
午後の部…午後１時 30 分～３時 30 分
**開催会場**　焼津文化会館３階会議室、清見田公園
**参加者数**　39 人
**参加費(材料費)**　200 円
**内　　容**　竹を使って昔ながらの「竹ぽっくり」と「みかんでっぽう」を作る教室を開催した。参加者は、講師や保護者に手伝ってもらいながら、竹ぽっくり用の太い竹を切るなどして、2 種類の竹のおもちゃを完成させた。その後、作ったおもちゃを使って遊び、自然の材料でおもちゃを作る楽しさを経験した。参加者からは、「初めて知った遊びがすごくおもしろかった」「実際に遊べたのが楽しかった」などの好評の声をいただいた。

## （３）体験学習（史跡めぐり）　計 44 人

### ① 小川と浜通りの歴史探訪
### （自主運行バスに乗って地域再発見の旅）

**開催日時**　５月 28 日(火)　午前９時～午後１時
**参加者数**　23 人
**参加費(バス運賃)**　200 円
**主　　催**　道路課、歴史民俗資料館
**主な見学場所**　小川城跡、海蔵寺、熊野神社、教念寺、光心寺、服部家

**内　　容**　自主運行バスを利用した史跡巡りを開催した。小川地区には、海から上がったと伝わるお地蔵様を祀る海蔵寺をはじめ、小泉八雲も訪れた熊野神社や教念寺、光心寺があり、海蔵寺では御住職より貴重なお話をうかがうことができた。浜通りは古くから廻船業で賑い、明治以降は焼津の漁業・水産加工業の中核を担った地区である。参加者は両地区を巡りながら地域の歴史や文化について学ぶことができた。

### ② 大井川左岸の文化遺産巡り（自主運行バスに乗って地域再発見の旅）

**開催日時**　10 月 30 日（水）　午前９時～午後１時
**参加者数**　11 人
**参加費（バス運賃）**　400 円
**主　　催**　歴史民俗資料館
**主な見学場所**　川除地蔵、軽便鉄道軌道跡、笑山辞世の句碑、盤石寺、長徳寺

**内　　容**　自主運行バスを利用した史跡巡りを開催した。大井川左岸には、川除地蔵や下瀬越えの跡など大井川にまつわる石仏や史跡が多く残る。また、盤石寺や長徳寺などの古刹には貴重な文化財が多くあり、こうした文化遺産を見ながら約５キロのコースを完歩した。参加者からは「歴史のあるお寺とか、川の水がきれいだったり、歩いて回って感じられることが多々ありました」など感想が寄せられた。

### ③ 朝比奈川山の手さくらと高草山麓の史跡巡り（自主運行バスに乗って地域再発見の旅）

**開催日時**　２月 26 日（水）
午前９時～午後３時 35 分
**参加者数**　10 人

**参加費（バス運賃）**　400 円
**主　　催**　道路課、歴史民俗資料館
**主な見学場所**　山の手さくら、長福寺、猪之谷神社、林叟院、勢岩寺、宝積寺、石脇城跡
**内　　容**　自主運行バスを利用した史跡巡りを開催した。高草山麓には、多くの古墳や史跡、寺社がある。参加者は、朝比奈川沿いの山の手さくらを見た後、長福寺や宝積寺で御住職の説明を聞きながら、約８キロのコースを完歩した。焼津の歴史と自然を学ぶ機会となり、参加者からは「いろいろな史跡が見られ、詳しい説明が聞けて楽しかったです」などの感想が寄せられた。

### ④ 花沢城跡と周辺の史跡巡り

※ 新型コロナウイルス感染予防対策のため、実施を中止した。

**計画していた内容**
日　時　３月 14 日（土）
参加費（バス運賃）　400 円
内　容　戦国時代、武田氏と今川氏の激戦の地として知られる花沢城跡と、その周辺にある花沢の里、法華寺などの史跡を巡る、登山道を含む約６キロのコース。

## （４）体験学習（クイズラリー）　計 583 人

問題を解きながら常設展示室を見学して回ることで、楽しく学習する「ラリー形式」のイベントである。郷土の歴史民俗への理解と関心を深めてもらうことを目的に、平成 14 年度から継続して開催している。

クイズの問題は、小学４から６年生向けの「ジュニアコース」と、中学生から一般社会人向けの「スペシャルコース」の２コースがある。展示資料から出題し、展示替えに合わせてクイズの内容を変更する。正解するまで何度でもチャレンジすることができ、全問正解者には修了証を発行する。土日や夏休みなど長期休みには、多くの挑戦者があり、粘り強くクイズ問題に取り組む子どもたちの姿が見られた。

また、本年から「資料館でさがそう！」の開催を始めた。これは、年令を問わず、展示室の中にある資料や絵などを探すもので、小さな子どもや低学年も参加して楽しむことができるようになった。

**開催日時**　通年実施　午前９時～午後４時
**参加者数**　延べ 583 人（クイズラリーの参加者）

### （５）体験学習（焼津市文化センター・ゴールデンウイーク特別イベント）

計 820 人

#### ① やいちゃんの秘宝をさがせ

**開催日時**　４月 27 日(土)～５月６日(月)
各日午前９時～午後５時
**開催会場**　焼津市文化センター
**参加者数**　773 人

**内　　容**　ゴールデンウィーク期間に、文化センター全体（歴史民俗資料館、焼津文化会館、焼津図書館、焼津小泉八雲記念館）を会場とした２種類の謎解きゲームを開催した。

参加者は、ヒントをもとに各施設内に隠されたスタンプを集めるスタンプラリーとクイズに答えてキーワードを集めるクイズラリーに挑戦し、文化センター内の４つの施設を回りながら謎を解いていった。誰でも自由に、どの施設からでも参加できる形式をとり、期間中に多くの参加者を得ることができた。

#### ② バックヤードツアー

**開催日時**　４月 27 日(土)、５月３日(金)～５日(日)
各日午前 10 時 30 分～午前 12 時
**開催会場**　焼津市文化センター
**参加者数**　47 人
**内　　容**　ゴールデンウィーク期間に、文化センター内にある４館(歴史民俗資料館、焼津文化会館、焼津図書館、焼津小泉八雲記念館）の裏側と仕事を紹介するバックヤードツアーを開催した。参加者は、普段は見ることのできない文化会館のステージ裏や歴史民俗資料館の収蔵庫、図書館の書庫などを見ながら、職員の仕事内容などを知ることができた。また、焼津市のマスコットキャラクター「やいちゃん」との記念撮影も行い、好評を得た。

### （６）資料館職員出張講座　計 208 人

資料館では焼津市の歴史文化の啓発に努めるべく、職員を派遣しての出張講座を実施している。令和元年度は、公民館や一般からの申し込みに応じて６回の講座を行い、延べ人数 208 人の参加者を得た。今後とも館外での周知活動を積極的に行っていく予定である。

#### ① 大村公民館
#### 女性講座「焼津市の文化財」

**開催日**　12 月 11 日(水)　**聴講者数**　42 人

#### ② 一般出張講座「花沢城跡現地説明」

**開催日**　12 月 20 日(金)　**聴講者数**　８人

#### ③ やいづ観光案内人の会「花沢城跡現地説明」

**開催日**　１月 16 日(木)　**聴講者数**　41 人

#### ④ 小川公民館
#### 白梅学級「焼津市の文化財」

**開催日**　１月 17 日(金)　**聴講者数**　24 人

#### ⑤ 和田公民館
#### 女性講座「焼津市の文化財」

**開催日**　２月 12 日(水)　**聴講者数**　51 人

#### ⑥ 港公民館
#### ほのぼの学級「焼津市の文化財」

**開催日**　２月 13 日(木)　**聴講者数**　42 人

## ２　広報活動

### ①　資料館だよりの発行

歴史民俗資料館の活動内容を広く市民に知らせるため、「資料館だより」を発行している。

令和元年度は「100 号」「101 号」「102 号」を発行した。

紙面の主な内容は催し物の開催案内や活動報告である。企画展や講座・講演会、体験教室などの活動の様子、参加者の声などを写真とともに紹介している。

また、新たに焼津市指定文化財となった「六十六部廻国関係資料」３件の紹介や、漁業コーナーのリニューアルをお知らせする記事を掲載した。

### ②　焼津市歴史民俗資料館ホームページ

市のホームページに、歴史民俗資料館の利用案内をはじめ、催し物の開催案内、刊行物や焼津市史関連書籍の案内、文化財などの歴史文化の紹介、資料館だよりなどを掲載している。

刊行物は、これまでに開催した特別展や企画展の図版、発掘調査報告書などである。焼津市史関連書籍については、市史編さん事業の概要と書籍の紹介及び販売案内を掲載している。

文化財などの歴史文化を紹介するコーナーでは、指定文化財や地域に伝わる昔話、方言などを紹介している。

資料館だよりは、ＰＤＦ形式で最新号及びバックナンバーを掲載している。

### ③　年報の発行

前年度の事業をまとめた『年報』を発行している。

令和元年度は、平成 30 年度の実績をまとめた『年報 33』を令和元年８月 31 日に発行した。

なお、『年報 33』号より、印刷製本による冊子からデータ版での作成・発行となった。また、『年報』は、市ホームページの歴史民俗資料館内に掲載している。

### ④　ポスター・ちらしの発行

各種催し物の開催にあたっては、広く市民に知らせるため、広報用ポスターやちらしを作成し、配布している。

配布先は、市内の幼稚園・保育園・小学校・中学校などの教育施設や、公民館・図書館・文化会館・ディスカバリーパーク焼津などの公共施設である。

また、企画展の開催時には、県内の博物館施設をはじめ、市内の駅や宿泊施設、金融機関、店舗などにもポスターの掲示やちらしの配布について依頼し、より多くの方へ周知を図っている。

### ⑤　ＳＮＳを活用した情報発信

催し物の開催案内や事業の実施状況など、ＳＮＳを使い情報発信を行った。

Facebook に歴史民俗資料館のアカウントを作成した。ページ内では、企画展や伝統子ども教室の様子などをお知らせした。また、歴史民俗資料館の日頃の様子や、職員のつぶやきなど幅広い内容の情報発信に取り組んだ。

## ３　博物館実習生の受け入れ

歴史民俗資料館では、大学で学芸員資格の取得を目指している学生を、博物館実習生として夏季期間に受け入れている。

令和元年度は１人の博物館実習生を受け入れた。

研修期間は８月 16 日から同月 22 日のうちの６日間(休館日を除く)だった。展示室での接客をはじめ、伝統文化子ども教室「石器時代にタイムスリップ！（８月 21 日開催)」に指導員として参加したほか、資料登録業務として法華寺資料の整理に従事するなど多様な業務を実習した。来年度以降も夏季期間に実習生を受け入れる計画である。

企画展
なつかしの焼津　昭和×暮らし×道具
開催期間　２月１日(金)～５月 19 日(日)

漁業コーナーリニューアル記念企画展
焼津と海　挑戦の歴史
開催期間　５月 31 日(金)～９月 29 日(日)

企画展
巡礼の旅～廻国の行者と信仰～
開催期間　10 月４日(金)～１月 26 日(日)

企画展　法華寺展・本堂修理記念
古道に咲く花 受け継がれる祈り
開催期間　１月 31 日(金)～５月 24 日(日)

# ４　文化財保護事業

## １　埋蔵文化財の保護

令和元年度の埋蔵文化財調査は、開発行為に伴う18 件の埋蔵文化財の調査を実施した。

内訳は、本発掘調査０件、確認調査０件、工事立会指示 18 件（文化財保護法第 93 条 15 件、同第 94 条３件）である。工事立会では遺構、遺物は確認されなかった。

### （１）発掘調査

令和元年度は、遺構の概要を解明するための本発掘調査（文化財保護法第 99 条）は行われなかった。

### （２）確認調査

#### ① 文化財保護法第 99 条

**確認箇所**　なし

### （３）工事立会指示

#### ① 文化財保護法第 93 条

**確認箇所**　15 遺跡

**確認結果**　全ての遺跡で遺構、遺物は確認されなかった。

| 遺跡名 | 箇所 |
|---|---|
| 坂本遺跡 | １件 |
| 牛田遺跡 | １件 |
| 道下遺跡 | １件 |
| 道添遺跡 | １件 |
| 蛭田遺跡 | １件 |
| 宮之腰遺跡 | ３件 |
| 小深田西遺跡 | １件 |
| 小深田遺跡 | １件 |
| 道場田遺跡 | １件 |
| 金鋼作遺跡 | ２件 |
| 藤守遺跡 | ２件 |

#### ② 文化財保護法第 94 条

**確認箇所**　３遺跡

**確認結果**　全ての遺跡で遺構、遺物は確認されなかった。

| 遺跡名 | 箇所 |
|---|---|
| 花沢城跡 | １件 |
| 越後島遺跡 | １件 |
| 道下遺跡 | １件 |

埋蔵文化財包蔵地（焼津地区）

## 埋蔵文化財包蔵地（大井川地区）

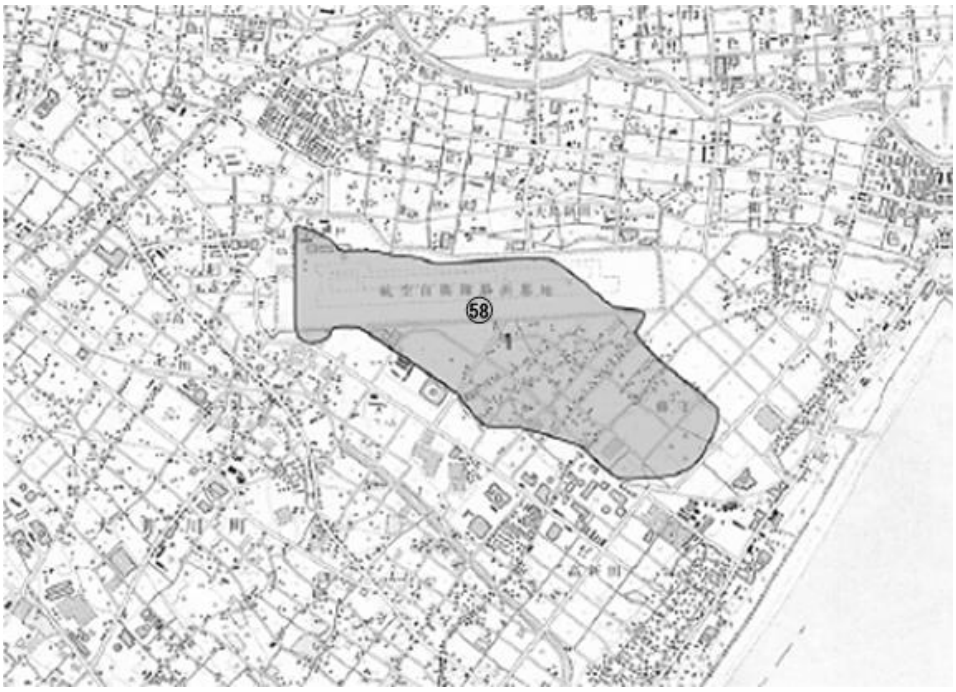


### 埋蔵文化財包蔵地一覧

| No. | 名　称 | 時　代 |
|---|---|---|
| 1 | 狼煙山古墳 | 古墳(後) |
| 2 | 別所ノ段遺跡 | 縄文 |
| 3 | 別所古墳 | 古墳(後) |
| 4 | 吉津古墳群 | 古墳(後) |
| 5 | 向山古墳群 | 古墳(後) |
| 6 | 兎沢古墳群 | 古墳(後) |
| 7 | 沢添古墳 | 古墳(後) |
| 8 | 筏場古墳群 | 古墳(後) |
| 9 | 上屋敷古墳群 | 古墳(後) |
| 10 | 方ノ上城跡 | 室町 |
| 11 | 方ノ上(七谷)経塚 | 中世 |
| 12 | 方ノ上古墳 | 古墳(後) |
| 13 | 荒芝古墳群 | 古墳(後) |
| 14 | 下権現古墳 | 古墳 |
| 15 | 笛吹段古墳群 | 古墳(後) |
| 16 | 上ノ山古墳群 | 古墳 |
| 17 | 高崎古墳群 | 古墳 |
| 18 | 花沢城跡 | 戦国 |
| 19 | 保録ヶ谷古墳群 | 古墳 |
| 19-2 | 保録ヶ谷遺跡 | 古墳～中世 |
| 20 | 奥屋敷古墳群 | 古墳(後) |
| 21 | 山田屋敷跡 | 中世 |
| 22 | 宮腰古墳群 | 古墳(後) |
| 23 | 奥之谷古墳 | 古墳 |
| 24 | 坂本遺跡 | 古墳 |
| 25 | 東海道古墳群 | 古墳 |
| 26 | 宮ノ久保古墳群 | 古墳(後) |
| 27 | 筧沢古墳群 | 古墳 |
| 28 | 風尾遺跡 | 弥生～中世 |
| 29 | 宮山古墳 | 古墳 |
| 30 | 谷崎古墳群 | 古墳 |

| No. | 名　称 | 時　代 |
|---|---|---|
| 31 | 谷山古墳群 | 古墳 |
| 32 | 方ノ上遺跡 | 古墳、中世 |
| 33 | 石脇城跡 | 室町 |
| 34 | 山崎古墳群 | 古墳 |
| 35 | 越後島遺跡 | 奈良 |
| 36 | 中里遺跡 | 鎌倉 |
| 37 | 当目砦跡 | 戦国 |
| 38 | 大覚寺遺跡 | 古墳～近世 |
| 39 | 落合遺跡 | |
| 40 | 牛田遺跡 | 奈良 |
| 41 | 中港北遺跡 | 弥生、古墳 |
| 42 | 中港遺跡 | 弥生 |
| 43 | 弁天遺跡 | 縄文 |
| 44 | 堤添遺跡 | 古墳、中世 |
| 45 | 塩津古墳群 | 古墳(後) |
| 46 | 道下遺跡 | 古墳～室町 |
| 47 | 道添遺跡 | 古墳～室町 |
| 48 | 蛭田遺跡 | 奈良 |
| 49 | 宮之腰遺跡 | 古墳～室町 |
| 50 | 南屋敷遺跡 | 古墳～室町 |
| 51 | 須賀遺跡 | 古墳 |
| 52 | 赤塚遺跡 | 古墳 |
| 53 | 小深田西遺跡 | 古墳 |
| 54 | 小深田遺跡 | 古墳 |
| 55 | 道場田遺跡 | 弥生～室町 |
| 56 | 小川城遺跡 | 古墳～室町 |
| 57 | 金鋼作遺跡 | 弥生、古墳 |
| 58 | 藤守遺跡 | 縄文～近世 |
| 59 | 清水遺跡 | 弥生、奈良 |
| 60 | 田中城跡 | 中世・近世 |

## ２　文化財の保護・顕彰事業

### （１）文化財保護審議会の開催

焼津市文化財保護審議会では、任期を迎えた委員の改選が行われた。委員数は９人である。令和元年度は４回の審議会を開催した。

**焼津市文化財保護審議会委員名簿**

（任期：平成 29 年 10 月１日～令和元年９月 30 日）

| | 氏　名 | 分　野 |
|---|---|---|
| 会　長 | 落合 孟郎 | 動植物 |
| 副会長 | 増田 俊彦 | 動植物 |
| 委　員 | 八木 勝行<br>揖斐　洸<br>近藤 道子<br>新井　真<br>川口 円子<br>田中 祥朗<br>外立 ますみ | 史跡・考古資料<br>水産加工<br>郷土史<br>建造物<br>民俗<br>郷土史<br>民俗 |

（任期：令和元年 10 月１日～令和３年９月 30 日）

| | 氏　名 | 分　野 |
|---|---|---|
| 会　長 | 落合 孟郎 | 動植物 |
| 副会長 | 増田 俊彦 | 動植物 |
| 委　員 | 八木 勝行<br>揖斐　洸<br>近藤 道子<br>新井　真<br>川口 円子<br>田中 祥朗<br>外立 ますみ | 史跡・考古資料<br>水産加工<br>郷土史<br>建造物<br>民俗<br>郷土史<br>民俗 |

**審議会の開催と内容**

| 開催日 | 内　　容 |
|---|---|
| 6 月 26 日（水） | 【議事】①歴史民俗資料館展示室見学 ②今年度事業進捗状況について ③花沢地区ビジターセンター整備について |
| 10 月 17 日（木） | 委嘱状交付<br>【議事】①令和元年度文化財保護事業等の進捗について ②歴史民俗資料館展示室・企画展の見学 ③現地確認「法華寺本堂」 |
| 12 月 19 日（木） | 【議事】①仏像調査の結果について ②海蔵寺文化財貸し出しについて ③現場確認「花沢地区ビジターセンター進捗状況」 |
| ２月 13 日（木） | 【議事】①令和元年度事業報告及び令和２年度事業計画について ②文化財保存活用地域計画について ③歴史民俗資料館企画展の見学 |

### （２）指定文化財等の保護及び顕彰

#### ① 新規の指定文化財

４月 18 日開催の定例教育委員会において、文化財保護審議会より答申された「有形民俗文化財」３点が、焼津市の指定文化財として承認された。

**【指定文化財の内容】**

新たに指定された資料は、江戸時代中期の「六十六部廻国巡礼」に関する資料３件である。

六十六部廻国巡礼は、北は出羽・陸奥、南は薩摩・大隅に至る全国 66 の国の霊場に法華経を奉納するという名目で行われた日本最大の巡礼であり、焼津市内においても、今回の資料の他にも供養塔をはじめとした信仰の痕跡が、市の広い範囲で残されている。

今回、指定された３件の資料は、江戸時代中期の宝永６～７年（1709～1710）に、下小杉村の横山九郎右衛門、谷澤兵三郎、法月三郎兵衛の３人が連れだって行った六十六部廻国巡礼に関する資料群で、近世中期の廻国の形態や信仰のあり様を知ることができる貴重な資料である。

３者それぞれの関連資料が豊富で出所も明らかなことから、当時の廻国の実態を多角的に知ることができる。これだけの資料が揃って伝世している例は、全国的に見ても限られている。

◆ **横山九郎右衛門の六十六部廻国関係資料**

**指定資料**　12 点　納経帳３点、縁起、旅宿記２点、笈、漆椀４点、編笠

**管 理 者**　個人（焼津市下小杉）

◆ **谷澤兵三郎の六十六部廻国関係資料**

**指定資料**　４点　納経帳２点、縁起、錫杖頭

**管 理 者**　個人（焼津市下小杉）

◆ **法月三郎兵衛の六十六部廻国関係資料**

**指定資料**　２点　往来手形、笈

**管 理 者**　焼津市教育委員会

六十六部廻国納経帳と往来手形など

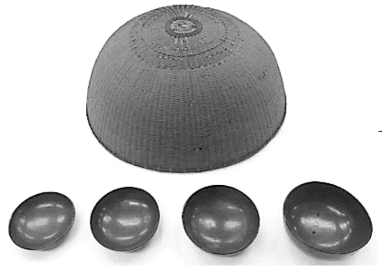

編笠と漆椀

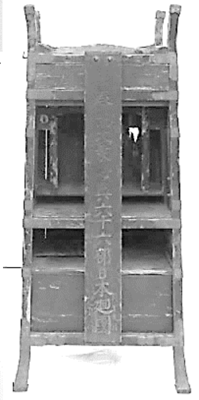

笈（おい）

## ② 指定文化財等

**市指定文化財　60 件**　（令和２年３月 31 日現在）

| 区　分 | 件数 | 内訳 |
|---|---|---|
| ① 有形文化財 | 42 | |
| 1 建造物 | | 12 |
| 2 美術工芸品 | | 30 |
| 絵画 | | 6 |
| 彫刻 | | 5 |
| 工芸品 | | 8 |
| 書跡 | | 2 |
| 古文書 | | 7 |
| 歴史資料 | | 1 |
| 考古資料 | | 1 |
| ② 無形文化財 | 3 | |
| ③ 有形民俗文化財 | 3 | |
| ④ 無形民俗文化財 | 1 | |
| ⑤ 史跡 | 7 | |
| ⑥ 天然記念物 | 3 | |
| ⑦ 伝統的建造物群保存地区 | 1 | |

**その他の文化財**

| 区　分 | 件数 |
|---|---|
| 国指定　重要文化財 | 2 |
| 県指定文化財 | 5 |
| 国選定　重要伝統的建造物群保存地区 | 1 |
| 国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 | 2 |
| 国の登録有形文化財（建造物） | 4 |

## ③ 環境整備事業（文化財清掃）

毎月１回程度、市内の史跡、遺跡等において、除草作業や通路の整備などを行っている。令和元年度については、計 16 回の文化財清掃を実施した。

実施場所は、兎沢古墳群、箕沢古墳群、笛吹段古墳群、石造り波除け堤防モニュメント、小泉八雲諷詠之碑（浜通り）、史跡「井伊直孝産湯の井」、石脇城跡、花沢城跡などである。石脇城跡、花沢城跡については、地元及び地権者の同意を得て、立木の伐採整備及び見学コースの維持管理を継続している。

## ④ 環境整備事業（案内看板の設置）

令和元年度は、海蔵寺（案内文化財：本堂、本尊厨子、御戸帳、厨子附厨子内納入品、絵馬、「一遍上人縁起絵」断簡）と光心寺（案内文化財：麒麟の笙）の案内看板の板面更新と、成道寺（案内文化財：成道寺の宝篋印塔）の案内標柱の付け替えを行った。

## ⑤ 天然記念物（旭伝院のマツ、臥竜のマツ）の消毒

焼津市指定天然記念物である旭伝院のマツと臥竜のマツ（ともに焼津市保福島に所在）を害虫の被害から守るため、４月 26 日と５月 16 日の２回にわたり消毒作業の支援を行った。

旭伝院のマツは、樹齢 600 年と推定される大木で、樹高が 20m以上あるため、中部電力株式会社藤枝営業所の協力により、高所作業車を使用して作業を行った。臥竜のマツは、堂々とした竜が横たわっているような極めて珍しい樹形で、両日にあわせて消毒を実施した。一時は樹勢が衰えていた松であったが、消毒作業のかいがあって回復傾向にある。

## ⑥ 市内文化財調査

市内にある未指定文化財について、専門家による調査を行った。

令和元年度は、成城大学文芸学部芸術学科の岩佐光晴教授を調査者として招き、10 月 26 日（土）に市内４か所（法華寺、若宮八幡宮、与惣次釈迦堂、三ケ名不動院）で仏像調査を実施した。

## （３）焼津市花沢伝統的建造物群保存地区

焼津市花沢地区では平成 26 年９月の国重要伝統的建造物群保存地区選定後、平成 27 年度から本格的な保存対策事業を実施している。令和元年度は１件の修理事業を実施した。このほか、地区内の倒木の危険性が高い樹木の除去作業を進めるなど、歴史的環境の整備に努めた。

### ① 修理修景事業

修理事業としては、２カ年計画として修繕を進めている法華寺本堂修理の最終年度となる修理１件を、間接補助事業として実施した。法華寺本堂修理事業は寺院建築の大修理工事であり、市民にも関心を持っていただくよう、数回の現場説明会を実施したほか、観光ボランティアガイド事業や公民館事業と連携するなどして、周知を図った。

法華寺本堂の修理状況

### ② 焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会

行政関係では地区住民と学識経験者からなる焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会を３回、専門部会３回を開催し、現状及び今後の保存対策事業に関する協議を行った。

**焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会**
**開催回数**　審議会３回、専門部会３回

| 開催日 | 内　容 |
|---|---|
| ６月２日（日） | **第１回 焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会**<br>委嘱状交付<br>【報告事項】これまでの保存対策事業と令和元年度の計画について<br>【協議事項】修理等事業計画について、ビジターセンター整備事業について（現地確認）、空き家対策・非特定物件について（現地確認） |
| 12 月８日（日） | **第２回 焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会**<br>【報告・協議事項】来年度以降の修理等事業計画案について<br>【現地確認・協議事項】法華寺本堂修理事業について、ビジターセンター整備工事について<br>**第１回 専門部会**（同日開催）<br>【協議事項】個人宅附属屋修理修景について、個人宅母屋の除却について |
| ２月 24 日（月） | **第３回 焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会**<br>【報告・協議事項】令和元年度事業の実施状況について、令和２年度以降の修理等事業について、花沢地区ビジターセンターについて<br>【現地確認】花沢地区ビジターセンターについて<br>**第２回 専門部会**（同日開催）<br>【現地協議】法華寺本堂修理事業について |
| ３月６日（金） | **第３回 専門部会**<br>【現地協議】花沢地区ビジターセンターについて、花沢地区防災計画について、地区内石垣調査について |

## （４）花沢地区ビジターセンター整備事業

花沢伝統的建造物群保存地区の保存対策事業の一環として、集落の入口付近に所在する空き家を整備し、ビジターセンターとして活用する事業を推進している。

完成に向けて工事が進むビジターセンター

これまでに、家屋等の取得や『花沢地区ビジターセンター保存活用計画』作成、実施設計などの準備を整え、令和元年度より施設の整備工事に着手した。

工事は、解体調査から取り掛かり、家屋の改変の痕跡や部材の痛み具合などの調査を行い、その結果から今後の整備計画を調整した。なお、令和元年度の整備進捗状況は全体の６割程度となっている。今

後は、文化庁等の指導を仰ぎながら、令和２年秋の開館に向けた整備事業に臨む。

### （５）花沢城活用推進事業

歴史的地域資源である「花沢城跡」を、観光関連事業をはじめ歴史探訪やハイキングといった交流人口拡大に繋げる資源となるよう、見学環境を整備するなど活用を促進する事業を展開している。

これまでに、本丸と二の曲輪を隔てる「堀切」部分の発掘調査を実施したほか、遊歩道整備、雑木伐採、草刈りなどの整備を行っている。

令和元年度は、山頂部分への花沢城概要解説看板と展望紹介パネル設置、案内リーフレット作成、見学コースへの簡易階段設置などに取り組んだ。

山頂に設置されたパノラママップ

### （６）関係団体支援

#### ①　獅子木遣り保存会

静岡県指定無形民俗文化財「焼津神社獅子木遣り」は、焼津神社例大祭中の８月 13 日に公開される。神輿渡御行列の先導として、青年に担がれた雌雄一対の獅子の運びに合わせ、手に錫杖を持った華やかな手古舞姿の少女たちが「木遣り」を歌いながら行列の道中を清めて歩く民俗行事である。

獅子木遣り保存会は獅子木遣りの維持保存と継承者の育成を目的に昭和 53 年に設立された。毎年、小学生の女子を対象とした参加者の募集と、木遣り歌の歌唱指導、公開事業を実施している。

市では参加者募集の支援のほか、練習や衣装揃え、公開の立会いなどを行っている。令和元年度は 64 人の少女たちが参加し、木遣り歌を精一杯歌いながら全員が完歩した。

#### ②　藤守の田遊び保存会

国指定重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」は、藤守大井八幡宮において毎年３月　17　日に実施される例年祭で、その年の豊穣と平和を祈願して行われる芸能のことをいう。

藤守の田遊び保存会は、藤守の田遊びの保存を図ると共に、住民文化の振興に寄与し、明るい市の発展に役立てることを目的に昭和　37　年より活動している。毎年４月から事前準備を始め、新年１月以降実質的な準備に入り、３月　17　日の現地公開を迎える。

市では藤守の田遊びの保存継承支援のため、補助金交付や現地公開の立会いなどを行っている。

なお、令和２年３月の現地公開については、新型コロナウイルス感染防止対策として、一般来場者の見学を中止して実施された。また、舞の奉納に参加する中高校生の参加を見合わせ、成人の関係者だけにより、神事及び舞の一部を奉納した。

「藤守の田遊び伝承館」（平成 30 年２月開館）では、平成 30 年度から毎月第３日曜日の特別公開をはじめ、団体見学などに対応する公開を実施している。

## （７）文化財保護助成事業

### ① 国指定重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」保存伝承事業への補助金交付

**事 業 者**　藤守の田遊び保存会
**事 業 名**　重要無形民俗文化財藤守の田遊び保存伝承事業
**事業内容**　重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」の保存伝承及び公開事業等の実施
①保存伝承事業（公開事業、保存伝承活動）
②伝承館公開運営事業（伝承館の運営）
③公開等推進事業（衣装等の資材整備）
**実施期間**　平成31年４月１日～令和２年３月31日
**総事業費**　2,142,499円
**補助金額**　700,000円
（内訳）①保存伝承事業　270,000円
②伝承館公開運営事業　230,000円
③公開等推進事業　200,000円

### ② 県指定無形民俗文化財「焼津神社獅子木遣り」保存伝承事業への補助金交付

**事 業 者**　焼津神社獅子木遣り保存会
**事 業 名**　焼津神社獅子木遣り民俗文化財保存・伝承活用等事業
**事業内容**　静岡県指定無形民俗文化財「焼津神社獅子木遣り」の参加者が身に着ける衣装について、傷みの激しいものを新調する
**実施期間**　平成31年４月24日～令和２年３月31日
**総事業費**　2,904,000円
**補助金額**　726,000円

## ３　指定文化財一覧　（令和２年３月 31 日現在）

### 国重要文化財

| 種類 | 名　　称 | 所在地 | 管理者等 | 指定年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 絵画 | けんぽんぼくがたんさいろようだるまず<br>絹本墨画淡彩芦葉達磨図 | 一色 | 成道寺 | 平成　７年　６月 15 日 |
| 民俗 | ふじもり　たあそ<br>藤守の田遊び | 藤守 | 藤守の田遊び保存会 | 昭和 52 年　５月 17 日 |

### 国選定　重要伝統的建造物群保存地区

| 種類 | 名　　称 | 所在地 | 選定年月日 |
|---|---|---|---|
| 重伝建 | やいづしはなざわ<br>焼津市花沢 | 花沢、吉津及び野秋の各一部 | 平成 26 年　９月 18 日 |

### 国の登録有形文化財

| 種類 | 名　　称 | 所在地 | 管理者等 | 登録年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 建造物 | はらだけじゅうたく<br>原田家住宅（主屋ほか離れ、文庫蔵、表門の４棟） | 浜当目 | 個人 | 平成 30 年　３月 27 日 |

### 国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

| 種類 | 名　　称 | 所在地 | 管理者等 | 選択年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 民俗 | ふじもり　たあそ<br>藤守の田遊び | 藤守 | 藤守の田遊び保存会 | 昭和 46 年　４月 21 日 |
| | ししきや<br>焼津神社の獅子木遣りと神ころがし | 焼津２丁目 | 獅子木遣り保存会 | 昭和 53 年 12 月　８日 |

### 県指定文化財

| 種類 | 名　　称 | 所在地 | 管理者等 | 指定年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 彫刻 | もくぞうしょうかんのんりゅうぞう<br>木造聖観音立像 | 花沢 | 法華寺 | 昭和 33 年　４月 15 日 |
| 工芸 | びぜんおさふねながよし<br>太刀　銘「備前長船長義」 | 焼津５丁目 | 個人 | 昭和 31 年 10 月 17 日 |
| | びしゅうおさふねじゅうなりいえ<br>太刀　銘「備州長船住成家」 | 〃 | 個人 | 昭和 33 年　４月 15 日 |
| | かげつぐ<br>太刀　銘「景次」 | 〃 | 個人 | 昭和 38 年 12 月 27 日 |
| 民俗 | ししきや<br>焼津神社獅子木遣り | 焼津２丁目 | 獅子木遣り保存会 | 昭和 53 年　３月 24 日 |

### 市指定文化財

| 種類 | 名　　称 | 所在地 | 管理者等 | 指定年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 建造物 | ほっけじ　におうもん<br>法華寺の仁王門 | 花沢 | 法華寺 | 昭和 42 年 12 月　４日 |
| | りんそういん　きょうぞう<br>林叟院の経蔵 | 坂本 | 林叟院 | 昭和 42 年 12 月　４日 |
| | かいぞうじ　ほんぞんずし<br>海蔵寺の本尊厨子 | 東小川６丁目 | 海蔵寺 | 昭和 46 年 10 月　１日 |
| | りんそういん　しょうろう<br>林叟院の鐘楼 | 坂本 | 林叟院 | 昭和 47 年　５月 17 日 |
| | おおいじんじゃほんでん<br>大井神社本殿 | 保福島 | 大井神社 | 昭和 51 年　６月　２日 |
| | えいほうじ　さんもん<br>永豊寺の山門 | 西小川３丁目 | 永豊寺 | 昭和 60 年　２月 21 日 |
| | こうしゅうじ　いしとうろう<br>香集寺の石燈籠 | 浜当目 | 香集寺（弘徳院） | 昭和 61 年　９月 30 日 |

| 種類 | 名　　称 | 所在地 | 管理者等 | 指定年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 建造物 | なへじんじゃ　じょうやとう<br>那閉神社の常夜燈 | 浜当目３丁目 | 那閉神社 | 昭和 61 年　9 月 30 日 |
| | りんそういん　ほうきょういんとう<br>林叟院の宝篋印塔 | 坂本 | 林叟院 | 昭和 61 年　9 月 30 日 |
| | じょうどうじ　ほうきょういんとう<br>成道寺の宝篋印塔 | 一色 | 成道寺 | 昭和 61 年　9 月 30 日 |
| | わかみやはちまんぐう　いしばし<br>若宮八幡宮の石橋 | 中里 | 若宮八幡宮 | 平成 17 年 10 月 20 日 |
| | かいぞうじほんどう<br>海蔵寺本堂 | 東小川６丁目 | 海蔵寺 | 平成 27 年 11 月　4 日 |
| 絵画 | こうとくいん　えま<br>弘徳院の絵馬 | 浜当目３丁目 | 弘徳院（歴史民俗資料館） | 昭和 47 年　5 月 17 日 |
| | こうしゅうじ　えま<br>香集寺の絵馬 | 浜当目３丁目 | 弘徳院（歴史民俗資料館） | 昭和 47 年　5 月 17 日 |
| | ちょうとくじごうてんじょう　え<br>長徳寺格天井の絵 | 飯淵 | 長徳寺 | 昭和 49 年 10 月 30 日 |
| | にほんぜんしょうせんまんねんのず<br>日本全勝千万年之図 | 下小杉 | 則心寺 | 昭和 49 年 10 月 30 日 |
| | かいぞうじ　えま<br>海蔵寺の絵馬 | 東小川６丁目 | 海蔵寺 | 平成　9 年　9 月 30 日 |
| | いっぺんしょうにんえんぎえ　だんかん<br>「一遍上人縁起絵」断簡 | 東小川６丁目 | 海蔵寺 | 平成 17 年 10 月 20 日 |
| 彫刻 | だいにちどう　きっしょうてんぞう<br>大日堂の吉祥天像 | 石脇下 | 大日堂（歴史民俗資料館） | 昭和 42 年 12 月　4 日 |
| | だいにちどう　ふどうみょうおうぞう<br>大日堂の不動明王像 | 石脇下 | 大日堂（歴史民俗資料館） | 昭和 42 年 12 月　4 日 |
| | ほうしゃくじ　じぞうぼさつぞう<br>宝積寺の地蔵菩薩像 | 石脇下 | 宝積寺 | 昭和 47 年 11 月 28 日 |
| | せいがんじ　こうぼうだいしぞう<br>勢岩寺の弘法大師像 | 石脇下 | 勢岩寺（歴史民俗資料館） | 昭和 48 年　6 月 23 日 |
| | ふどうみょうおうりゅうぞう<br>不動明王立像 | 飯淵 | 長徳寺 | 昭和 62 年　2 月 12 日 |
| 工芸品 | いいのやじんじゃ　ろくれいきょう<br>猪之谷神社の六鈴鏡 | 関方 | 猪之谷神社（歴史民俗資料館） | 昭和 41 年　9 月 21 日 |
| | じょうどうじ　ひゃくまんとう<br>成道寺の百萬塔 | 一色 | 成道寺 | 昭和 41 年　9 月 21 日 |
| | こうしんじ　きりん　しょう<br>光心寺の麒麟の笙 | 東小川１丁目 | 光心寺（歴史民俗資料館） | 昭和 42 年　5 月　9 日 |
| | かいぞうじ　ずし<br>海蔵寺の厨子<br>つけたり　ずしないのうにゅうひん<br>附　厨子内納入品<br>うちずし<br>一、内厨子<br>まもほんぞん<br>一、守り本尊 | 東小川６丁目 | 海蔵寺 | 昭和 44 年 12 月 17 日 |
| | わにぐち<br>鰐口 | 利右衛門 | 利右衛門自治会 | 昭和 49 年 10 月 30 日 |
| | ていぜんいん　わにぐち<br>貞善院の鰐口 | 焼津６丁目 | 貞善院 | 昭和 53 年　1 月 21 日 |
| | ふもんじ　はんしょう<br>普門寺の半鐘 | 焼津６丁目 | 普門寺 | 昭和 53 年　1 月 21 日 |
| | おおみやり　めいながよしさく<br>大身槍　銘長吉作 | 東小川５丁目 | 熊野神社（歴史民俗資料館） | 平成 27 年　7 月 24 日 |
| 書跡 | へんがく　じょうふざん<br>扁額「静富山」 | 下小杉 | 則心寺 | 昭和 49 年 10 月 30 日 |
| | わかみやはちまんぐうむなふだ<br>若宮八幡宮棟札 | 中里 | 若宮八幡宮（歴史民俗資料館） | 昭和 53 年　9 月　1 日 |
| 古文書 | かけがわじょうしゅやまうちかずとよ　はんもつ<br>掛川城主山内一豊の判物 | 中島 | 盤石寺 | 昭和 49 年 10 月 30 日 |
| | いまがわよしもとはんもつ<br>今川義元判物 | 利右衛門 | 利右衛門自治会 | 平成 15 年　4 月　4 日 |

| 種類 | 名　称 | 所在地 | 管理者等 | 指定年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 古文書 | さかもとさだつぐ　こまいかつもりれんしょじょう<br>坂本貞次・駒井勝盛連署状 | 石脇下 | 個人 | 平成 19 年 10 月 26 日 |
| | とくがわいえやすしゅいんじょう<br>徳川家康朱印状 | 浜当目１丁目 | 個人 | 平成 19 年 10 月 26 日 |
| | いまがわうじざねしゅいんじょう<br>今川氏真朱印状 | 焼津２丁目 | 焼津神社 | 平成 19 年 10 月 26 日 |
| | りょうかたもうしあわせじょうほうのこと<br>猟方申合定法之事 | 北浜通 | 個人 | 平成 27 年 11 月　4 日 |
| | りょうかたきていとりきめのこと<br>漁方規定取極之事 | 大村２丁目 | 個人（歴史民俗資料館） | 平成 27 年 11 月　4 日 |
| 歴史資料 | かいぞうじ　みとちょう<br>海蔵寺の御戸帳 | 東小川６丁目 | 海蔵寺 | 平成　3 年　2 月 27 日 |
| 考古資料 | こふかだがたせきせいた　かざ<br>小深田型石製垂れ飾り | 三ケ名 | 焼津市教育委員会 | 平成 18 年 12 月 26 日 |
| 無形文化財 | やいづかつおぶしせいぞうぎじゅつ<br>焼津鰹節製造技術 | 上小杉 | 焼津鰹節伝統技術研鑽会 | 平成 17 年　3 月 10 日 |
| | きゅうどうぐせいさくぎじゅつ<br>弓道具製作技術 | 東小川６丁目 | 個人（矢製作） | 平成 18 年 12 月 26 日 |
| | | 東小川５丁目 | 個人（弓懸製作）（ゆがけ） | |
| | | 惣右衛門 | 個人（巻藁製作）（まきわら） | |
| | やいづがさせいさくぎじゅつ<br>焼津笠製作技術 | 焼津６丁目 | 個人（骨組み）（ほねぐ） | 平成 19 年 10 月 26 日 |
| | | 焼津２丁目 | 個人（スゲ縫い上げ） | 平成 26 年　9 月 11 日 |
| 有形民俗文化財 | 横山九郎右衛門の六十六部廻国関係資料（ろくじゅうろくぶかいこく　かんけいしりょう） | 下小杉 | 個人 | 平成 31 年　4 月 19 日 |
| | 谷澤兵三郎の六十六部廻国関係資料（ろくじゅうろくぶかいこくかんけいしりょう） | 下小杉 | 個人 | 平成 31 年　4 月 19 日 |
| | 法月三郎兵衛の六十六部廻国関係資料（ろくじゅうろくぶかいこく　かんけいしりょう） | 三ケ名 | 焼津市教育委員会 | 平成 31 年　4 月 19 日 |
| 無形民俗文化財 | やま　かみまつり<br>山の神祭 | 関方地区 | 山の神祭保存会 | 昭和 41 年　9 月 21 日 |
| 史跡 | きゅうさがらかいどうあと<br>旧相良街道跡 | 上新田 | 個人 | 昭和 49 年 10 月 30 日 |
| | えんえいぼうあと<br>円永坊跡 | 利右衛門 | 利右衛門自治会 | 昭和 49 年 10 月 30 日 |
| | ふくしょうざんだいまんじあと<br>福翁山大満寺跡 | 下江留 | 下江留自治会 | 昭和 49 年 10 月 30 日 |
| | ひゃくかまちだあと<br>百ケ間地田跡 | 上新田 | 個人 | 昭和 49 年 10 月 30 日 |
| | しずはまむらほかにかそんくみあいりつしずはま　こうとうしょうがっこうあと<br>静浜村外二ケ村組合立静浜高等小学校跡 | 宗高 | 個人 | 昭和 49 年 10 月 30 日 |
| | とくがわいえやすこうしょうぎす　あと<br>徳川家康公床机据え跡 | 宗高 | 個人 | 昭和 49 年 10 月 30 日 |
| | いいなおたかうぶゆ　い<br>井伊直孝産湯の井 | 中里 | 焼津市 | 平成 25 年　9 月　6 日 |
| 天然記念物 | いいのやじんじゃ<br>猪之谷神社のナギノキ | 関方 | 猪之谷神社 | 昭和 44 年 12 月 17 日 |
| | がりゅう<br>臥竜のマツ | 保福島 | 個人 | 昭和 47 年　5 月 17 日 |
| | ぎょくでんいん<br>旭伝院のマツ | 保福島 | 旭伝院 | 昭和 47 年　5 月 17 日 |
| 伝建地区 | やいづしはなざわ<br>焼津市花沢 | 花沢、吉津及び野秋の一部 | | 平成 26 年　2 月　3 日 |

# 5　利用者統計資料

## 1　令和元年度利用状況

### （１）令和元（2019）年度　利用者内訳

（単位：人）

| 利用者内訳 | 常設展示室 | 館外展示 | 講座・講演会 | 体験学習他 |
|---|---|---|---|---|
| 利用者数 | 15,586 | 192 | 275 | 1,859 |

### （２）令和元（2019）年度　常設展示室入場者月別統計

（単位：人）

| | | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 開館日数 | | 26 | 18 | 26 | 26 | 27 | 25 | 23 | 26 | 24 | 21 | 25 | 26 | 293 |
| 小人 | | 599 | 516 | 219 | 426 | 461 | 220 | 294 | 318 | 149 | 190 | 594 | 63 | 4,049 |
| 大人 | | 1,150 | 919 | 924 | 884 | 1,661 | 1,079 | 891 | 1,287 | 560 | 712 | 1,044 | 426 | 11,537 |
| 計 | | 1,749 | 1,435 | 1,143 | 1,310 | 2,122 | 1,299 | 1,185 | 1,605 | 709 | 902 | 1,638 | 489 | 15,586 |
| 日平均 | 小人 | 23 | 29 | 8 | 16 | 18 | 9 | 13 | 12 | 6 | 9 | 24 | 2 | 14 |
| | 大人 | 44 | 51 | 36 | 34 | 64 | 43 | 39 | 50 | 23 | 34 | 42 | 16 | 40 |
| | 計 | 67 | 80 | 44 | 50 | 82 | 52 | 52 | 62 | 30 | 43 | 66 | 19 | 53 |

### （３）令和元（2019）年度　常設展示室入場者曜日別統計

（単位：人）

| | 月曜日 | | | | 火曜日 | | | | 水曜日 | | | | 木曜日 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 日数 | 小人 | 大人 | 計 | 日数 | 小人 | 大人 | 計 | 日数 | 小人 | 大人 | 計 | 日数 | 小人 | 大人 | 計 |
| ４月 | 1 | 72 | 99 | 171 | 5 | 76 | 198 | 274 | 4 | 15 | 74 | 89 | 4 | 32 | 78 | 110 |
| ５月 | 1 | 50 | 53 | 103 | 1 | 2 | 7 | 9 | 3 | 160 | 123 | 283 | 3 | 65 | 159 | 224 |
| ６月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 28 | 64 | 92 | 4 | 8 | 135 | 143 | 4 | 4 | 67 | 71 |
| ７月 | 1 | 9 | 23 | 32 | 4 | 23 | 60 | 83 | 5 | 39 | 114 | 153 | 4 | 135 | 68 | 203 |
| ８月 | 1 | 20 | 33 | 53 | 3 | 36 | 92 | 128 | 4 | 50 | 270 | 320 | 5 | 49 | 186 | 235 |
| ９月 | 2 | 62 | 183 | 245 | 2 | 2 | 37 | 39 | 4 | 9 | 168 | 177 | 4 | 4 | 81 | 85 |
| 10月 | 1 | 10 | 35 | 45 | 3 | 13 | 86 | 99 | 4 | 76 | 165 | 241 | 4 | 82 | 103 | 185 |
| 11月 | 1 | 24 | 38 | 62 | 3 | 7 | 52 | 59 | 4 | 6 | 221 | 227 | 4 | 106 | 281 | 387 |
| 12月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 8 | 61 | 69 | 4 | 12 | 50 | 62 | 4 | 39 | 96 | 135 |
| １月 | 1 | 16 | 91 | 107 | 2 | 10 | 43 | 53 | 3 | 37 | 128 | 165 | 3 | 4 | 89 | 93 |
| ２月 | 1 | 18 | 82 | 100 | 3 | 16 | 132 | 148 | 4 | 129 | 96 | 225 | 4 | 226 | 107 | 333 |
| ３月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 7 | 71 | 78 | 4 | 3 | 52 | 55 | 4 | 4 | 36 | 40 |
| 計 | 10 | 281 | 637 | 918 | 39 | 228 | 903 | 1,131 | 47 | 544 | 1,596 | 2,140 | 47 | 750 | 1,351 | 2,101 |
| 日平均 | | 28 | 64 | 92 | | 6 | 23 | 29 | | 12 | 34 | 46 | | 16 | 29 | 45 |

| | 金曜日 | | | | 土曜日 | | | | 日曜日 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 日数 | 小人 | 大人 | 計 | 日数 | 小人 | 大人 | 計 | 日数 | 小人 | 大人 | 計 |
| ４月 | 4 | 145 | 99 | 244 | 4 | 150 | 209 | 359 | 4 | 109 | 393 | 502 |
| ５月 | 4 | 63 | 148 | 211 | 3 | 72 | 164 | 236 | 3 | 104 | 265 | 369 |
| ６月 | 4 | 21 | 75 | 96 | 5 | 71 | 349 | 420 | 5 | 87 | 234 | 321 |
| ７月 | 4 | 47 | 108 | 155 | 4 | 79 | 121 | 200 | 4 | 94 | 390 | 484 |
| ８月 | 5 | 40 | 173 | 213 | 5 | 159 | 510 | 669 | 4 | 107 | 397 | 504 |
| ９月 | 4 | 16 | 134 | 150 | 4 | 38 | 140 | 178 | 5 | 89 | 336 | 425 |
| 10月 | 4 | 2 | 121 | 123 | 4 | 55 | 239 | 294 | 4 | 56 | 142 | 198 |
| 11月 | 5 | 31 | 256 | 287 | 5 | 60 | 216 | 276 | 4 | 84 | 223 | 307 |
| 12月 | 4 | 10 | 63 | 73 | 4 | 37 | 146 | 183 | 4 | 43 | 144 | 187 |
| １月 | 4 | 42 | 83 | 125 | 4 | 41 | 161 | 202 | 4 | 40 | 117 | 157 |
| ２月 | 4 | 60 | 101 | 161 | 5 | 73 | 299 | 372 | 4 | 72 | 227 | 299 |
| ３月 | 4 | 9 | 48 | 57 | 4 | 20 | 94 | 114 | 5 | 20 | 125 | 145 |
| 計 | 50 | 486 | 1,409 | 1,895 | 51 | 855 | 2,648 | 3,503 | 50 | 905 | 2,993 | 3,898 |
| 日平均 | | 10 | 28 | 38 | | 17 | 52 | 69 | | 18 | 60 | 78 |

## ２　履　歴

### （１）年度別利用者統計

（単位：人）

| 年度 | 利用者総数 | 利　用　内　訳 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 常設展示室 | 展覧会等 | 講演会・体験学習 |
| 1985 年（昭和 60 年） | 38,139 | 35,253 | 1,899 | 987 |
| 1986 年（昭和 61 年） | 35,450 | 27,111 | 6,823 | 1,516 |
| 1987 年（昭和 62 年） | 31,139 | 26,988 | 2,982 | 1,169 |
| 1988 年（昭和 63 年） | 23,888 | 19,045 | 3,977 | 866 |
| 1989 年（平成 元年） | 28,176 | 20,139 | 7,414 | 623 |
| 1990 年（平成 2 年） | 24,848 | 19,781 | 4,147 | 920 |
| 1991 年（平成 3 年） | 22,350 | 17,462 | 4,081 | 807 |
| 1992 年（平成 4 年） | 21,286 | 16,955 | 3,554 | 777 |
| 1993 年（平成 5 年） | 28,484 | 20,251 | 6,652 | 1,581 |
| 1994 年（平成 6 年） | 34,706 | 18,378 | 15,064 | 1,264 |
| 1995 年（平成 7 年） | 36,432 | 19,609 | 15,917 | 906 |
| 1996 年（平成 8 年） | 23,277 | 15,891 | 6,654 | 732 |
| 1997 年（平成 9 年） | 22,057 | 15,160 | 6,118 | 779 |
| 1998 年（平成 10 年） | 25,919 | 14,194 | 10,600 | 1,125 |
| 1999 年（平成 11 年） | 19,688 | 13,667 | 5,080 | 941 |
| 2000 年（平成 12 年） | 15,858 | 11,302 | 3,748 | 808 |
| 2001 年（平成 13 年） | 17,226 | 12,932 | 3,689 | 605 |
| 2002 年（平成 14 年） | 17,833 | 13,242 | 2,316 | 2,275 |
| 2003 年（平成 15 年） | 21,642 | 13,596 | 2,282 | 5,764 |
| 2004 年（平成 16 年） | 19,320 | 11,457 | 3,915 | 3,948 |
| 2005 年（平成 17 年） | 28,953 | 11,065 | 13,085 | 4,803 |
| 2006 年（平成 18 年） | 18,024 | 10,395 | 2,218 | 5,411 |
| 2007 年（平成 19 年） | 16,983 | 11,479 | 1,227 | 4,277 |
| 2008 年（平成 20 年） | 17,238 | 13,346 | 433 | 3,459 |
| 2009 年（平成 21 年） | 17,419 | 12,451 | 920 | 4,048 |
| 2010 年（平成 22 年） | 28,951 | 15,406 | 10,529 | 3,016 |
| 2011 年（平成 23 年） | 16,222 | 12,650 | 536 | 3,036 |
| 2012 年（平成 24 年） | 18,482 | 14,469 | 1,506 | 2,507 |
| 2013 年（平成 25 年） | 17,215 | 14,171 | 199 | 2,845 |
| 2014 年（平成 26 年） | 15,464 | 12,550 | 208 | 2,706 |
| 2015 年（平成 27 年） | 17,817 | 15,103 | 102 | 2,612 |
| 2016 年（平成 28 年） | 16,992 | 14,469 | 214 | 2,309 |
| 2017 年（平成 29 年） | 16,922 | 14,371 | 160 | 2,391 |
| 2018 年（平成 30 年） | 17,243 | 15,123 | 171 | 1,949 |
| 2019 年（令和元年） | 17,851 | 15,586 | 129 | 2,136 |
| 計 | 789,494 | 565,047 | 148,549 | 75,898 |

※１　平成 18 年度までは特別展・企画展等は概ね常設展示室以外の会場で開催している。平成 18 年度途中から歴史民俗資料館主催の企画展は主に常設展示室内で開催している。

※２　「常設展示室」の利用者数には常設展示室内で開催した企画展等の入場者数を含む。

※３　「展覧会等」の利用者数は常設展示室以外の会場で開催した展覧会等の入場者数である。特別展・企画展、館外展示、大井川民俗資料保管庫一般公開等のほか、焼津市文化財愛護倶楽部（旧焼津市文化財保存協会。平成 25 年度を以て解散。）と共同開催の郷土資料展（平成 24 年度の開催が最終）の入場者数を含む。

## （２）講演会・体験学習等利用内訳

（単位：人）

| 年 度 | 講演会 | | 公開講座等 | | 体験学習 | | | | | | 出張講座・講師派遣 | | 映画会 | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 体験教室等 | | 史跡巡り等 | | クイズラリー | | | | | | | |
| | 回 | 人数 | 回 | 人数 | 回 | 人数 | 回 | 人数 | 回 | 人数 | 回 | 人数 | 回 | 人数 | 回 | 人数 |
| 1985 年（昭和 60 年） | 1 | 120 | 26 | 567 | | | 3 | 300 | | | | | | | 30 | 987 |
| 1986 年（昭和 61 年） | 2 | 180 | 52 | 669 | | | 3 | 667 | | | | | | | 57 | 1, 516 |
| 1987 年（昭和 62 年） | 3 | 340 | 36 | 670 | 1 | 50 | 5 | 109 | | | | | | | 45 | 1, 169 |
| 1988 年（昭和 63 年） | 4 | 365 | 22 | 471 | 1 | 30 | | | | | | | | | 27 | 866 |
| 1989 年（平成 元年） | 2 | 175 | 10 | 216 | 5 | 182 | | | | | | | 1 | 50 | 18 | 623 |
| 1990 年（平成 2 年） | 2 | 185 | 6 | 150 | 5 | 59 | 4 | 49 | | | | | 3 | 477 | 20 | 920 |
| 1991 年（平成 3 年） | 3 | 205 | 8 | 182 | 9 | 120 | 1 | 35 | | | | | 5 | 265 | 26 | 807 |
| 1992 年（平成 4 年） | 3 | 150 | 7 | 266 | 10 | 132 | 1 | 52 | | | | | 5 | 177 | 26 | 777 |
| 1993 年（平成 5 年） | 2 | 196 | 10 | 420 | 8 | 150 | 2 | 37 | | | | | 14 | 778 | 36 | 1, 581 |
| 1994 年（平成 6 年） | 2 | 156 | 8 | 326 | 8 | 152 | 1 | 38 | | | | | 8 | 592 | 27 | 1, 264 |
| 1995 年（平成 7 年） | 3 | 287 | 7 | 264 | 4 | 83 | | | | | | | 4 | 272 | 18 | 906 |
| 1996 年（平成 8 年） | 2 | 176 | 8 | 387 | 11 | 127 | 1 | 42 | | | | | | | 22 | 732 |
| 1997 年（平成 9 年） | 2 | 200 | 7 | 400 | 7 | 143 | 1 | 36 | | | | | | | 17 | 779 |
| 1998 年（平成 10 年） | 2 | 240 | 8 | 456 | 19 | 392 | 1 | 37 | | | | | | | 30 | 1, 125 |
| 1999 年（平成 11 年） | 2 | 240 | 6 | 432 | 6 | 259 | 1 | 10 | | | | | | | 15 | 941 |
| 2000 年（平成 12 年） | 4 | 341 | 4 | 211 | 10 | 256 | | | | | | | | | 18 | 808 |
| 2001 年（平成 13 年） | 2 | 217 | 5 | 259 | 11 | 112 | 1 | 17 | | | | | | | 19 | 605 |
| 2002 年（平成 14 年） | 2 | 189 | 5 | 246 | 8 | 118 | 1 | 31 | 4 | 1, 691 | | | | | 20 | 2, 275 |
| 2003 年（平成 15 年） | 3 | 295 | 1 | 96 | 10 | 345 | 6 | 116 | 6 | 4, 912 | | | | | 26 | 5, 764 |
| 2004 年（平成 16 年） | 2 | 217 | 2 | 136 | 9 | 368 | 5 | 94 | 6 | 2, 766 | | | 1 | 367 | 25 | 3, 948 |
| 2005 年（平成 17 年） | 4 | 381 | 2 | 97 | 8 | 398 | 5 | 152 | 7 | 2, 689 | | | 6 | 1, 086 | 32 | 4, 803 |
| 2006 年（平成 18 年） | 2 | 189 | 3 | 214 | 15 | 462 | 5 | 187 | 6 | 3, 714 | | | 3 | 645 | 34 | 5, 411 |
| 2007 年（平成 19 年） | 3 | 319 | 2 | 166 | 14 | 481 | 3 | 86 | 4 | 2, 792 | | | 3 | 433 | 29 | 4, 277 |
| 2008 年（平成 20 年） | 2 | 185 | 4 | 329 | 13 | 383 | 2 | 28 | 5 | 2, 534 | | | | | 26 | 3, 459 |
| 2009 年（平成 21 年） | 4 | 337 | 1 | 60 | 13 | 431 | 2 | 42 | 3 | 2, 562 | | | 3 | 616 | 26 | 4, 048 |
| 2010 年（平成 22 年） | 3 | 304 | 3 | 249 | 13 | 505 | | | 3 | 1, 958 | | | | | 22 | 3, 016 |
| 2011 年（平成 23 年） | 3 | 226 | 2 | 136 | 11 | 520 | 3 | 68 | 1 | 1, 937 | 4 | 149 | | | 24 | 3, 036 |
| 2012 年（平成 24 年） | 4 | 340 | | | 7 | 196 | 5 | 92 | 1 | 1, 563 | 4 | 316 | | | 21 | 2, 507 |
| 2013 年（平成 25 年） | 2 | 190 | 1 | 60 | 6 | 168 | 2 | 37 | 1 | 2, 214 | 6 | 176 | | | 18 | 2, 845 |
| 2014 年（平成 26 年） | 3 | 295 | 4 | 244 | 6 | 159 | 7 | 248 | 1 | 1, 506 | 5 | 254 | | | 26 | 2, 706 |
| 2015 年（平成 27 年） | 2 | 189 | 4 | 321 | 8 | 316 | 6 | 110 | 1 | 1, 385 | 7 | 291 | | | 28 | 2, 612 |
| 2016 年（平成 28 年） | 2 | 513 | 3 | 211 | 7 | 231 | 4 | 72 | 1 | 968 | 8 | 314 | | | 25 | 2, 309 |
| 2017 年（平成 29 年） | 2 | 189 | 1 | 97 | 7 | 225 | 5 | 104 | 1 | 1, 266 | 13 | 510 | | | 29 | 2, 391 |
| 2018 年（平成 30 年） | 1 | 71 | 4 | 307 | 7 | 261 | 4 | 63 | 1 | 948 | 9 | 299 | | | 26 | 1, 949 |
| 2019 年（令和元年） | 1 | 82 | 3 | 193 | 8 | 1, 026 | 3 | 44 | 1 | 583 | 6 | 208 | | | 22 | 2, 136 |
| 計 | 86 | 8, 284 | 275 | 9, 508 | 285 | 8, 840 | 933 | 3, 003 | 53 | 37, 988 | 62 | 2, 517 | 56 | 5, 758 | 910 | 75, 898 |

※クイズラリーは、平成 23 年度より通年開催。

※「体験教室等」の令和元年度には、ゴールデンウイーク特別イベントを含む。

## （３）特別展・企画展開催履歴

### ① 特別展開催履歴

（単位：人）

| 年度 | 名　称 | 期　間 | 入場者数 |
|---|---|---|---|
| 昭和 60 年 | 開館記念特別展　古代静岡考古遺宝展 | 昭和 61 年 3 月 2 日 ～ 3 月 30 日 | 1,294 |
| 昭和 61 年 | 開館 1 周年記念特別展　小泉八雲展 | 昭和 61 年 7 月 22 日 ～ 8 月 31 日 | 3,232 |
| 昭和 62 年 | 第 3 回特別展　大昔の漁 | 昭和 62 年 11 月 19 日 ～12 月 13 日 | 1,528 |
| 昭和 63 年 | 第 4 回特別展　日本農耕文化の黎明 | 昭和 63 年 8 月 30 日 ～10 月 10 日 | 2,253 |
| 平成 元年 | 第 5 回特別展　郷土の算学者　古谷道生 | 平成 元年 7 月 22 日 ～ 8 月 22 日 | 3,781 |
| 平成 2 年 | 第 6 回特別展　小泉八雲展 | 平成 2 年 9 月 24 日 ～10 月 3 日 | 1,624 |
| 平成 3 年 | 第 7 回特別展　維新前夜－益頭駿次郎と村松文三－ | 平成 3 年 7 月 20 日 ～ 8 月 28 日 | 1,399 |
| 平成 4 年 | 第 8 回特別展　漁業のあゆみ | 平成 4 年 7 月 17 日 ～ 8 月 27 日 | 1,582 |
| 平成 5 年 | 第 9 回特別展　以心伝心－通信発達史－ | 平成 5 年 8 月 13 日 ～ 9 月 5 日 | 831 |
| 平成 6 年 | 第 10 回特別展　第五福龍丸－それは平和への願い－ | 平成 6 年 8 月 19 日 ～ 9 月 16 日 | 2,320 |
| 平成 7 年 | 第 11 回特別展　開館 10 周年、戦後 50 年平和祈念事業 －戦後 50 年の歩み－ | 平成 7 年 8 月 11 日 ～ 9 月 3 日 | 4,017 |
| 平成 8 年 | 第 12 回特別展　玉と鏡 | 平成 8 年 8 月 3 日 ～ 9 月 1 日 | 2,826 |
| 平成 9 年 | 小泉八雲来焼百周年記念特別展　八雲とやいづ | 平成 9 年 8 月 1 日 ～ 8 月 15 日 | 1,774 |
| 平成 16 年 | 被災 50 年特別展　第五福龍丸－平和の願い－ | 平成 16 年 6 月 30 日 ～ 8 月 2 日 | 2,727 |
| 平成 17 年 | 開館 20 周年記念特別展　世界のカブトムシとクワガタムシ | 平成 17 年 7 月 16 日 ～ 8 月 7 日 | 11,515 |
| | | 計 | 42,703 |

### ② 企画展等開催履歴（年度は開始年度を表しています）

（単位：人）

| 年度 | 名　称 | 期　間 | 入場者数 |
|---|---|---|---|
| 平成 元年 | 第 1 回企画展　世界のおもちゃの船 | 平成 2 年 3 月 8 日 ～3 月 29 日 | 2,627 |
| 平成 3 年 | 第 2 回企画展　1970～79　OLDIES | 平成 4 年 3 月 21 日 ～4 月 5 日 | 413 |
| 平成 5 年 | 第 3 回企画展　チョウとクワガタ | 平成 5 年 7 月 21 日 ～8 月 8 日 | 4,193 |
| | 第 4 回企画展　弥生の木工技術－清水遺跡出土品展－ | 平成 6 年 3 月 18 日 ～4 月 9 日 | 1,051 |
| 平成 6 年 | 第 5 回企画展　昆虫展－カブトムシのなかまたち－ | 平成 6 年 4 月 23 日 ～5 月 8 日 | 3,136 |
| | 第 6 回企画展　昆虫展－かわった形のムシたちとセミ・トンボのなかま－ | 平成 6 年 7 月 22 日 ～8 月 14 日 | 8,108 |
| 平成 7 年 | 第 7 回企画展 開館 10 周年 郷土の至宝－ふるさと焼津の文化財－ | 平成 7 年 7 月 16 日 ～7 月 30 日 | 1,876 |
| | 第 8 回企画展　開館 10 周年 志太の自然展－なかよくしよう志太の自然－ | 平成 7 年 8 月 3 日 ～8 月 6 日 | 8,019 |
| 平成 8 年 | 第 9 回企画展　懐かしの映画娯楽－焼津の映画館の思い出－ | 平成 8 年 7 月 13 日 ～7 月 28 日 | 2,420 |
| 平成 9 年 | 第 10 回企画展　焼津の昔ばなし―語り伝えられたやいづの十六のおはなし― | 平成 9 年 7 月 11 日 ～7 月 26 日 | 1,273 |
| | 春休み企画展　松本零士展(共催) | 平成 10 年 3 月 19 日 ～3 月 22 日 | 1,814 |
| 平成 10 年 | 第 11 回企画展　くるまのおもちゃ | 平成 10 年 7 月 25 日 ～8 月 16 日 | 4,400 |
| | 第 12 回企画展　たのしい鉄道展(共催) | 平成 11 年 3 月 20 日 ～3 月 28 日 | 5,336 |
| 平成 11 年 | 第 13 回企画展　くらしを彩る魚たち | 平成 11 年 7 月 23 日 ～8 月 18 日 | 2,742 |
| | ルポ　まぐろを追う　写真展(共催) | 平成 12 年 3 月 18 日 ～3 月 26 日 | 1,506 |
| 平成 12 年 | 勢山社仏像彫刻展(後援) | 平成 12 年 6 月 2 日 ～6 月 3 日 | 1,500 |
| | 第 14 回企画展　東益津の文化遺産－指定文化財と館蔵品－ | 平成 12 年 7 月 20 日 ～8 月 6 日 | 1,139 |
| | 第 15 回企画展　東海道相撲の旅(共催) | 平成 13 年 3 月 17 日 ～3 月 25 日 | 731 |
| 平成 13 年 | 第 16 回企画展　絵で見る漁業のあゆみ－焼津漁業変遷絵図展－ | 平成 13 年 7 月 20 日 ～8 月 19 日 | 2,005 |
| 平成 14 年 | 第 17 回企画展　小川地区の文化遺産－小川城遺跡出土品展－ | 平成 14 年 7 月 20 日 ～8 月 18 日 | 1,205 |
| 平成 15 年 | 第 18 回企画展　収蔵資料展－六鵬･道外･雲亭･春水･惟安－ | 平成 15 年 7 月 19 日 ～8 月 10 日 | 1,166 |
| | 新春特別公開　香集寺(弘徳院)の絵馬と若宮八幡宮の棟札 | 平成 16 年 2 月 7 日 ～2 月 15 日 | 466 |
| 平成 16 年 | 秋季一般公開　勢岩寺弘法大師像 | 平成 16 年 10 月 15 日 ～11 月 28 日 | 1,426 |
| | 春季一般公開　焼津市指定文化財寄託資料展 香集寺・弘徳院の絵馬、若宮八幡宮棟札、勢岩寺弘法大師像 | 平成 17 年 3 月 12 日 ～3 月 21 日 | 426 |
| 平成 17 年 | 漁業変遷絵図展 | 平成 17 年 8 月 12 日 ～8 月 28 日 | 554 |
| | 春季一般公開　焼津市指定文化財寄託資料展（香集寺絵馬、弘徳院絵馬、若宮八幡宮棟札、勢岩寺弘法大師像） | 平成 18 年 3 月 11 日 ～3 月 26 日 | 361 |

| 年度 | 名　称 | 期　間 | 入場者数 |
|---|---|---|---|
| 平成18年 | 第19回企画展　想い出の洋画ポスター | 平成18年 7月22日 ～ 8月13日 | 1,624 |
| | 企画展　浜通りと昭和通り(大正町)の今昔 | 平成19年 2月27日 ～ 5月25日 | 2,967 |
| 平成19年 | 企画展　郷土の文化財 | 平成19年 6月 5日 ～ 8月 5日 | 2,353 |
| | 企画展　郷土の算学者　古谷道生 | 平成19年 8月10日 ～11月11日 | 4,072 |
| | 企画展　持塚彌吉－築港にささげたその生涯－ | 平成19年11月16日 ～ 5月25日 | 5,223 |
| 平成20年 | 企画展　絵図で見る漁のあゆみ－1　明治・大正編－ | 平成20年 5月30日 ～ 8月24日 | 3,731 |
| | 企画展　絵図で見る漁のあゆみ－2　昭和前期編－ | 平成20年 8月29日 ～11月24日 | 4,121 |
| | 企画展　絵図で見る漁のあゆみ－3　昭和後期編－ | 平成20年11月28日 ～ 2月22日 | 2,562 |
| | 企画展　絵図で見る漁のあゆみ－総集編－ | 平成21年 2月27日<br>～平成22年 2月21日 | 12,310 |
| 平成21年 | 企画展　焼津市指定文化財展　1寄託資料 | 平成22年 2月26日 ～ 4月18日 | 1,947 |
| 平成22年 | 企画展　焼津市指定文化財展　2大井川地区を中心に | 平成22年 4月23日 ～ 6月13日 | 1,923 |
| | 企画展　国の重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」写真展 | 平成22年 6月18日 ～ 7月25日 | 1,587 |
| | 企画展　なつかしの学校展 | 平成22年 7月30日 ～10月17日 | 6,331 |
| | 企画展　収蔵資料展　焼津ゆかりの書画家－六鵬・道外・雲亭・春水・惟安－ | 平成22年10月22日 ～ 2月13日 | 3,309 |
| | 企画展　焼津の漁業－伝統と技を探る－ | 平成23年 2月23日 ～ 7月10日 | 4,898 |
| 平成23年 | 企画展　やいづの昔ばなし 第1部～動物・怪談・災害のお話～ | 平成23年 7月15日 ～10月10日 | 4,450 |
| | 企画展　やいづの昔ばなし 第2部～信仰・仏像・鉄道のお話～ | 平成23年10月15日 ～ 2月 5日 | 3,183 |
| | 企画展　収蔵資料展－資料が語る焼津の歴史－ | 平成24年 2月10日 ～ 5月20日 | 3,636 |
| 平成24年 | 企画展　収蔵資料展－資料が語る焼津の歴史Ⅱ－ | 平成24年 5月25日 ～ 9月30日 | 5,306 |
| | 企画展　焼津の鰹節～その歴史と技術～ | 平成24年10月 5日 ～ 1月20日 | 4,127 |
| | 企画展　祭りで見る焼津の四季～収蔵資料を中心に～ | 平成25年 1月25日 ～ 5月19日 | 5,206 |
| 平成25年 | 企画展　戦時下の人々の暮らし～焼津と戦争～ | 平成25年 5月31日 ～ 9月29日 | 6,083 |
| | 企画展　史跡「井伊直孝産湯の井」市指定記念 焼津の文化財 | 平成25年10月 4日 ～ 1月19日 | 3,732 |
| | 企画展　焼津と消防のあゆみ～火消組・消防組・消防団～ | 平成26年 1月24日 ～ 5月25日 | 4,111 |
| 平成26年 | 被災60年企画展　第五福竜丸－2014年、平和への願い－ | 平成26年 5月30日 ～ 9月28日 | 4,805 |
| | 重要伝統的建造物群保存地区選定記念企画展<br>花沢今昔ものがたり－現代(いま)に息づく歴史の町並－ | 平成26年10月 3日 ～ 1月18日 | 3,745 |
| | 企画展　新収蔵資料展－弓道具・絵図の世界を中心に－ | 平成27年 1月23日 ～ 5月24日 | 3,871 |
| 平成27年 | 企画展　焼津を駆けた家康公 | 平成27年 6月 5日 ～ 9月27日 | 7,216 |
| | 企画展　小川城―遺物からよみとく当時のくらし― | 平成27年10月 2日 ～ 1月24日 | 4,186 |
| | 企画展　郷土（ふるさと）の文化財―寄託資料を中心に― | 平成28年 1月29日 ～ 5月29日 | 3,678 |
| 平成28年 | 企画展　きてみて焼津の浜通り－歴史と文化にふれてみよう！－ | 平成28年 6月 3日 ～ 9月25日 | 5,548 |
| | 企画展　よみがえる軽便鉄道～駿遠線の軌跡をたどる～ | 平成28年 9月30日 ～ 1月29日 | 4,863 |
| | 企画展　平成29年収蔵資料展「木喰仏と焼津ゆかりの書画家」－特別展示「井伊家と焼津の深いつながり」 | 平成29年 2月 3日 ～ 5月21日 | 4,094 |
| 平成29年 | 企画展　高草山周辺の文化遺産 | 平成29年 6月 2日 ～10月 1日 | 6,177 |
| | 企画展　焼津のお城拝見！<br>特別展示　「井伊家と焼津の深いつながり」　同時開催 | 平成29年10月 6日 ～ 1月28日 | 4,232 |
| | 企画展　焼津市指定文化財展「寺社の宝物と祭り」 | 平成30年 2月 2日 ～ 5月27日 | 4,327 |
| 平成30年 | 企画展　明治焼津の幕明け ―激動の時代を生きた人々― | 平成30年 6月 1日 ～ 9月30日 | 5,120 |
| | 焼津市・大井川町合併10周年記念企画展　大井川地区の文化遺産 ―大井川最下流域に生まれた歴史と文化― | 平成30年10月 5日 ～ 1月27日 | 3,709 |
| | 企画展　なつかしの焼津　昭和×暮らし×道具 | 平成31年 2月 1日 ～ 5月19日 | 7,545 |
| 令和元年 | 漁業コーナーリニューアル記念企画展<br>焼津と海　挑戦の歴史 | 令和元年 5月31日 ～ 9月29日 | 5,898 |
| | 企画展　巡礼の旅　～廻国の行者と信仰～ | 令和元年10月 4日 ～ 1月26日 | 4,332 |
| | 企画展　法華寺展・本堂修理記念「古道に咲く花　受け継がれる祈り」 | 令和2年 1月31日 ～ 3月31日<br>(最終期間：令和2年5月24日) | 2,196 |
| | | 計 | 244,227 |

# ６　資料館の資料の動向

## １　資料の貸出し

| No. | 貸 出 先 | 貸 出 資 料 名 | 貸 出 期 間 |
|---|---|---|---|
| 1 | 焼津市立小川中学校 | 真空管ラジオ、『片岡敏郎スモカ広告全集』、『時事新報』（昭和７）、広告用ポスター（昭和初期～昭和 30 年代） | ６月 16 日～６月 23 日 |
| 2 | 小川公民館 | 小深田西遺跡出土勾玉 | ７月 26 日～７月 30 日 |
| 3 | 静岡市立登呂博物館 | 道場田遺跡出土品、小川城遺跡出土品 ４点 | ９月 18 日～12 月 22 日 |
| 4 | 藤枝市郷土博物館 | 「徳川家康朱印状」（個人蔵/当館寄託）、花沢城出土遺物 ４点 | ９月 20 日～12 月 ６日 |
| 5 | 焼津公民館 | 写真パネル（市内小学校古写真 ７点） | 10 月 29 日～11 月 12 日 |
| 6 | 掛川市二の丸美術館 | 昭和の資料（おもちゃ、電化製品、東京オリンピック関連資料等 26 点） | 12 月 11 日～２月 12 日 |

## ２　資料の提供

| No. | 提 供 先 | 提 供 資 料 名 | 提 供 日 |
|---|---|---|---|
| 1 | しずおか朝日テレビ | 写真データ（台風の越波、越波） | ４月 14 日 |
| 2 | 個人 | 写真データ（漁業関係 14 点） | ５月 19 日 |
| 3 | シアワセデザイン | 図版データ「焼津漁業絵図 №29」 | ６月 14 日 |
| 4 | 明石市立図書館 | 図版データ「カツオ一本釣漁船の図」 | ８月 20 日 |
| 5 | 個人 | 写真データ「第五福竜丸コーナー」 | ９月 17 日 |
| 6 | 個人 | 写真データ（漁業関係 15 点） | 10 月 ４日 |
| 7 | ㈱碧水社 | 写真データ（小川城遺跡関連 ６点） | 10 月 22 日 |
| 8 | 静岡福祉大学 | 写真データ（『懐かしの焼津』掲載写真 13 点） | 11 月２日～２月 22 日 |
| 9 | ㈲小嶋事務所 | 写真データ（藤守の田遊び） | 11 月 20 日 |
| 10 | 長谷川逸子・建築計画工房株式会社 | 写真データ（浜行き） | 11 月 21 日 |
| 11 | 明星大学図書館 | 写真データ（明治末の焼津海岸） | ２月１日～９月 30 日 |
| 12 | ㈱ゴッドフィルムズ | 図版データ「佐藤道外明治大正焼津街並往来絵図」、写真データ（『懐かしの焼津』掲載写真等 ３点） | ２月 15 日 |
| 13 | ㈱多楽園日本支局 | 写真データ（藤守の田遊び ５点） | ３月１日～３月 31 日 |
| 14 | 高志の国文学館 | 写真データ（『懐かしの焼津』掲載写真等 ５点） | ３月２日～７月 10 日 |
| 15 | 新宿歴史博物館 | 写真データ（明治末の焼津海岸） | ３月 15 日～12 月６日 |

## ３　資料の閲覧

| No. | 閲 覧 者 | 閲 覧 資 料 名 | 閲 覧 日 |
|---|---|---|---|
| 1 | 個人 | 古文書複写（坂本区有文書、藁科兵家文書） | ５月 ３日 |
| 2 | 静岡市立登呂博物館 | 道場田遺跡出土品、小川城遺跡出土品４点 | ８月 28 日 |
| 3 | 個人 | 古文書複写（石川幸則家文書） | ９月 ６日 |
| 4 | 個人 | 古文書複写（北原吉右衛門家文書、齊藤伴雄家家文書） | 11 月 23 日 |
| 5 | 個人 | 横山九郎右衛門の六十六部廻国納経帳（複写）、旅宿記（複写） | 11 月 28 日 |
| 6 | 個人 | 「村民の声名簿」 | ２月 19 日 |
| 7 | 個人 | 古文書複写（石川幸則家文書） | ３月 24 日 |

## ４　常設展示室の借用資料

| No. | 借 用 先 | 借 用 資 料 名 | 借 用 期 間 |
|---|---|---|---|
| 1 | 福岡市埋蔵文化財センター | 藤崎遺跡出土 58 号甕棺 | 平成 31 年４月１日～令和２年３月 31 日 |

## 5　企画展の借用資料

| No. | 借用先 | 借用資料名 | 企画展名・開催期間 |
|---|---|---|---|
| 1 | オノダ電気 | 白黒テレビ 1点、カラーテレビ 1点、電気掃除機 1点、電気冷蔵庫 1点、電子レンジ 1点 | 企画展「なつかしの焼津 昭和×暮らし×道具」<br>平成31年２月１日(金)<br>～<br>令和元年５月19日(日) |
| 2 | 大井川西小学校 | 金だらい 1点 | |
| 3 | 個人 | 魔法瓶 1点 | |
| 4 | 個人 | テープレコーダ 1点 | |
| 5 | 個人 | 初期の家庭用パソコン 1点 | |
| 6 | 個人 | ソフトボール用グローブとボール一式 | |
| 7 | 個人 | レコード 3点、コミック本 2点 | |
| 8 | 個人 | 「東京オリンピック記念硬貨」 1点、「日本万国博覧会記念切手」 1点 | |
| 9 | 個人 | 片山七兵衛立像 | 漁業コーナーリニューアル記念企画展「焼津と海 挑戦の歴史」<br>令和元年５月31日(金)<br>～<br>９月29日(日) |
| 10 | 個人 | 「鰹節製造助教師辞令」 | |
| 11 | 個人 | 「鮮節看板」「生利節ポスター」 | |
| 12 | 焼津漁業協同組合 | 「文政五年　諸國鰹節番附表」 | |
| 13 | 個人/当館寄託 | 「漁方規定取極之事」 | |
| 14 | 個人/当館寄託 | 「波除堤絵図」 | |
| 15 | 焼津図書館 | 「城之腰村年貢割付状」 | |
| 16 | 焼津小泉八雲記念館 | 耳白半纏 | |
| 17 | 個人 | 横山九郎右衛門の六十六部廻国関係資料（納経帳、六十六部縁起之事、旅宿記、笈、編笠、漆椀 4点） | 企画展「巡礼の旅～廻国の行者と信仰」<br>令和元年10月４日(金)<br>～<br>令和２年１月26日(日) |
| 18 | 個人 | 谷澤兵三郎の六十六部廻国関係資料（納経帳 2点、鹿嶋廻国縁起之次第、錫杖） | |
| 19 | 個人 | 小柳津の三郎兵衛の廻国関係資料（納経帳、鉦鼓、厨子） | |
| 20 | 法華寺 | 法華寺の参拝記念絵馬 | |
| 21 | 洞福寺 | 弥吉肖像画、地獄・極楽図 | |
| 22 | 大日堂/当館寄託 | 大日堂の吉祥天像、大日堂の不動明王像 | |
| 23 | 勢岩寺/当館寄託 | 勢岩寺の弘法大師像 | |
| 24 | 法華寺 | 「法華寺建立記」、絵馬「赤馬」、絵馬「囲碁を打つ人物」絵馬「弁慶の図」、絵馬「巡礼の図」、二十八部衆「毘楼博叉天王像」、二十八部衆「阿修羅像」、二十八部衆「風神像」、二十八部衆「雷神像」、二十八部衆像納入文書 2点、寄進札一式、納札 19点、「乳房観音堂改造費勧進募集記」、「乍恐以書付御訴奉申上候」(本尊開扉につき建札のこと)、「寄附金簿」2点、「御開扉　寄附帳」3点、本堂使用の古材（向拝の打越垂木）2点、本堂修理状況写真 一式（以上 41点法華寺蔵） | 企画展 法華寺展・本堂修理記念「古道に咲く花受け継がれる祈り」<br>令和２年１月31日(金)<br>～<br>５月24日(日) |

## 6　受贈資料

| No. | 寄贈者 | 受贈資料名 | 受贈日 |
|---|---|---|---|
| 1 | 個人 | 須恵器 6点、耳環 | 4月 6日 |
| 2 | 個人 | 家庭読本、旅行記念帳 | 4月14日 |
| 3 | 小川公民館 | 小川村消防組書類一式、銭札 2点、スライド・フィルム一式、明治期土地台帳一式 | 4月17日<br>10月 9日 |
| 4 | 坂本区 | 坂本区有文書 | 5月 9日 |
| 5 | 個人 | ロバートキャパ撮影「焼津の漁夫」・「夏の思い出」 | 5月30日 |
| 6 | 個人 | 戦地からの手紙一式、「興亜詳密大地図」、「和田地区土地宝典」、「土地改良事業施行地図」、奉公袋、従軍手帳 | 6月 1日 |
| 7 | 個人 | ドリル | 6月28日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 8 | 焼津神社 | 焼津神社荒祭り神役道具（掛魚桶、門鉾、柊鉾、カネオンベ、御楯 10点） | 7月 7日 |
| 9 | 個人 | 上新田土地利用図 | 7月 7日 |
| 10 | 個人 | 五右衛門風呂、鉄ゲタ、柱時計、番傘、美術品目録 2点、昭和7年志太地区地図、明治期教科書 3点、相川村（下江留）壱筆限帳、大福帳 2点、ベースボール雑誌一式 | 7月 10日 |
| 11 | 個人 | 戦時中の鰹節作りの覚え | 7月 19日 |
| 12 | 個人 | 木綿座布団地（昭和前期） 4点 | 7月 23日 |
| 13 | 個人 | 久保山愛吉氏写真 | 8月 3日 |
| 14 | 個人 | 青峯山プール工事関連書類綴り | 8月 15日 |
| 15 | 個人 | 日の丸寄書、遺書 | 8月 23日 |
| 16 | 個人 | 花沢城・石脇城古写真 | 8月 29日 |
| 17 | 個人 | 鰹節作り古写真 8点、関連新聞切り抜き 2点 | 8月 31日 |
| 18 | 個人 | 毎日グラフ（昭和 30年）、国際文化画報（昭和 28、31年） | 9月 1日 |
| 19 | 個人 | 消防団法被 | 9月 5日 |
| 20 | 東益津公民館 | 土地改良事業誌（昭和 49年）、土地宝典（昭和 47年） | 10月 7日 |
| 21 | 個人 | 唐鋤 | 11月 29日 |
| 22 | 健康づくり課 | ウルトラマン他ソフトビニール人形 6点 | 1月 7日 |
| 23 | 個人 | 鈴木兼平水彩画 2点 | 2月 22日 |
| 24 | 個人 | 足踏みミシン、電子レンジ | 3月 28日 |

## 7　受寄資料

| No. | 寄 託 者 | 寄 託 資 料 名 | 寄 託 期 間 |
|---|---|---|---|
| 1 | 焼津市<br>立焼津東小学校 | 掛け軸 7点（高橋雲亭書 4点、村松春水書、惟安書、不明）、風鎮 2組 | 平成 31年4月1日～令和2年3月31日 |
| 2 | 焼津市立<br>焼津西小学校 | 掛け軸 5点（沖六鵬書、七才松三書、拓本正気歌、拓本歌碑、拓本楓橋夜泊） | 平成 31年4月1日～令和2年3月31日 |
| 3 | 焼津第1自治会二区 | 軸（嘉永年間焼津地内絵図）、志太郡焼津町城之腰焼津地内図面、水路図面焼津町消防組、軸（志太郡焼津町焼津耕地整理組合地区確定図）、軸（静岡縣志太郡焼津町全09図）、軸（大字鰯ケ島、大字城之腰、大字北新田、大字焼津） | 平成 31年4月1日～令和3年3月31日 |
| 4 | 熊野神社 | 大身槍　銘長吉作 | 平成 31年4月1日～令和3年3月31日 |
| 5 | 光心寺 | 麒麟の笙、篳篥、龍笛 | 平成 31年4月1日～令和3年3月31日 |
| 6 | 弘徳院 | 絵馬 | 平成 30年4月1日～令和2年3月31日 |
| 7 | 香集寺 | 絵馬 | 平成 30年4月1日～令和2年3月31日 |
| 8 | 若宮八幡宮 | 棟札 | 平成 30年4月1日～令和2年3月31日 |
| 9 | 勢岩寺 | 弘法大師像 | 平成 30年4月1日～令和2年3月31日 |
| 10 | 猪之谷神社 | 六鈴鏡 | 平成 30年4月1日～令和2年3月31日 |
| 11 | 大日堂 | 不動明王像、吉祥天像 | 平成 30年4月1日～令和2年3月31日 |
| 12 | 大井神社 | 棟札 5点 | 平成 30年4月1日～令和2年3月31日 |
| 13 | 個人 | 久保山愛吉氏関係資料 1,094点（弔辞 113点、弔電 945点、手紙 36点） | 平成 30年4月1日～令和2年3月31日 |
| 14 | 個人 | 第五福龍丸関係資料フィルム 154コマ、その他フィルム 658コマ | 平成 30年4月1日～令和2年3月31日 |
| 15 | 個人 | 高崎古墳群出土遺物 18点 | 平成 30年4月1日～令和2年3月31日 |
| 16 | 個人 | 漁方規定取極之事 | 平成 30年4月1日～令和2年3月31日 |
| 17 | 個人 | 波除絵図面、絵葉書（明治 43年8月焼津町大洪水実況） | 平成 30年4月1日～令和2年3月31日 |
| 18 | 個人 | 徳川家康朱印状 | 平成 30年4月1日～令和2年3月31日 |

# ７　管理運営

## １　機構と職員（令和元年度）

### ① 組織

教育長 ―― 教育委員会事務局長 ―― 文化財課 ┬― 歴史民俗資料館担当
└― 小泉八雲記念館担当

### ② 歴史民俗資料館担当職員

| 職　名 | 氏　名 |
|---|---|
| 課長 | 杉本　弘行 |
| 歴史民俗資料館担当係長 | 鈴木　源 |
| 主査 | 堀内　基 |
| 主事 | 細田　和代 |
| 主事（再任用） | 巻田　克彦 |
| 事務員 | 松井　沙代子 |

| 職　名 | 氏　名 |
|---|---|
| 嘱託学芸員 | 栗田　潤美 |
| 嘱託学芸員 | 松永　朋佳 |
| 嘱託学芸員 | 藁科　優生 |
| 嘱託学芸員 | 浅羽　克典 |
| 臨時事務員 | 藤岡　美恵子 |
| 臨時職員 | 松永　廣行　他 15 人 |

## ２　令和元年度予算

### （１）文化財保護費

### ① 歳　入

（単位：千円）

| 事　項 | 金　額 | 摘　要 |
|---|---|---|
| 国庫支出金 | 39,447 | 伝統的建造物群保存事業費補助金 |
| 県支出金 | 1,855 | 伝統的建造物群保存事業費補助金、権限移譲事務交付金 |
| 計 | 41,302 | |

### ② 歳　出

（単位：千円）

| 事　項 | 金　額 | 摘　要 |
|---|---|---|
| 職員給与費 | 36,883 | 職員給与等 |
| 文化財保護審議会費 | 375 | 文化財保護審議会報酬、文化財専門調査等 |
| 文化財保護事務費 | 2,132 | 文化財保護活動事業 |
| 花沢地区伝統的建造物群保存対策事業費 | 40,569 | 地区保存審議会報酬、建造物修理事業補助等 |
| 花沢地区ビジターセンター整備事業費 | 42,534 | 修理整備工事 |
| 文化財保護助成費 | 1,439 | 指定文化財補助金 |
| 花沢城活用推進事業費 | 971 | 案内看板設置、リーフレット作成、回遊コース整備 |
| 計 | 124,903 | |

### （２）歴史民俗資料館費

### ① 歳　入

（単位：千円）

| 事　項 | 金　額 | 摘　要 |
|---|---|---|
| 諸収入 | 199 | 歴史民俗資料館雑入（自主事業材料費、刊行物売上等） |
| 計 | 199 | |

② 歳　出　　（単位：千円）

| 事　項 | 金　額 | 摘　要 |
|---|---|---|
| 歴史民俗資料館事務費 | 12,519 | 資料館運営経費、臨時職員等賃金、資料館全館燻蒸委託料、大井川民俗資料保管庫シャッター修繕等 |
| 歴史民俗資料館資料整理費 | 5,281 | 嘱託員賃金、消耗品等 |
| 歴史民俗資料館自主事業費 | 1,392 | 企画展示会、講座・講演会、体験学習等開催 |
| 計 | 19,192 | |

## 3　施設・資料管理

### （１）歴史民俗資料館

#### ① 歴史民俗資料館資料燻蒸

収蔵資料の保護を図るため、隔年で歴史民俗資料館内の全館燻蒸（収蔵庫及び展示室）を実施している。全館燻蒸を実施しない年は業者保有の燻蒸庫へ資料を運搬しての燻蒸を行う。

令和元年度は、歴史民俗資料館の全館燻蒸を実施した。作業は、５月 24 日から５月 29 日にかけて、文化財用殺虫殺菌燻蒸剤「エキヒューム S」と防虫忌避剤「ブンガノン」を使用した殺虫・殺卵・殺カビ処理を実施した。

### （２）大井川資料保管庫

#### ① 大井川民俗資料保管庫殺虫処理

大井川民俗資料保管庫内の資料保護のため、殺虫処理を毎年実施している。

令和元年度は 12 月 13 日に空間噴霧薬剤「ブンガノン」を使用した４時間密閉施工を実施した。また、保管庫内への殺虫プレート設置及び交換を６月、９月、12 月、３月に行った。

#### ② 搬入口シャッター修繕

大井川民俗資料保管庫の大型資料搬口シャッターについて、経年劣化による修繕を７月に実施した。

## 資料

# 1　条例・規則等（令和２年３月 31 日現在）

## ①　焼津市歴史民俗資料館条例

（平成 20 年 10 月７日条例第 72 号）

（趣旨）

第１条　この条例は、焼津市歴史民俗資料館の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　郷土の歴史、民俗等に関する資料の展示等をし、もって市民の教育、学術及び文化の振興を図ることを目的として、焼津市歴史民俗資料館（以下「歴史民俗資料館」という。）を焼津市三ケ名 1550 番地に設置する。

（事業）

第３条　歴史民俗資料館は、次に掲げる事業を行う。

（１）　歴史、民俗等に関する資料を収集し、保管し、及び市民の利用に供し、並びにこれらの情報を提供すること。

（２）　歴史、民俗等に関する事業を企画し、及び実施すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

（開館時間）

第４条　歴史民俗資料館の開館時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（休館日）

第５条　歴史民俗資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

（１）　月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日）

（２）　12 月 29 日から翌年１月３日までの日

（入館の制限）

第６条　委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、歴史民俗資料館への入館を拒否し、又は退館を命ずるものとする。

（１）　公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（２）　集団的に、又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

（３）　管理上支障があると認めるとき。

（４）　その他入館が不適当と認めるとき。

（入館料）

第７条　歴史民俗資料館の入館料は、無料とする。ただし、特別展等において市長が特に必要と認めたときは、有料とすることができる。

（損害賠償の義務）

第８条　入館者は、歴史民俗資料館の建物、附属設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに委員会に報告しなければならない。

２　前項に規定する場合において、入館者は、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が規則で定める。

附　則

この条例は、平成 20 年 11 月１日から施行する。

## ②　焼津市歴史民俗資料館条例施行規則

（平成 20 年 10 月７日教育委員会規則第７号）

（趣旨）

第１条　この規則は、焼津市歴史民俗資料館条例（平成 20 年焼津市条例第 72 号。以下「条例」という。）第９条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（館内利用）

第２条　焼津市歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）の所有する郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料（第４条の規定により寄託された資料を含む。以下「資料館資料」という。）を館内で利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。

（特別閲覧及び資料の館外貸出し）

第３条　資料館資料は、教育、学術若しくは文化に関する機関若しくは団体又は学術研究のためこれを利用しようとする者に対し、特別の閲覧に供し、又は貸出しをすることができる。

２　前項の規定により、特別の閲覧をしようとする場合又は貸出しを受けようとする場合は、焼津市歴史民俗資料館資料特別閲覧（貸出）申込書（第１号様式）を、あらかじめ教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

３　前項の規定により申込書の提出があったときは、委員会は、これを審査し、適当と認めたときは、申込者に対し焼津市歴史民俗資料館資料特別閲覧（貸出）承諾書（第２号様式）を交付する。

４　第２項の規定による申込みが、次条の規定により寄託された資料の模写、撮影若しくは転載をし、又はこれらを販売し、その他営利の目的に供しようとするものであるときは、当該資料の寄託者の承諾書を当該申込書に添付しなければならない。

５　資料館資料の貸出しは、その保管について安全が確保できると認められる場合に限り行うものとする。

（寄贈及び寄託）

第４条　資料館に歴史的資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、焼津市歴史民俗資料館資料寄贈（寄託）申込書（第３号様式）を委員会に提出しなければならない。

２　委員会は、前項の申込みがあったときは、これを審査し、適当と認めたときは焼津市歴史民俗資料館資料受贈（受寄）書（第４号様式）を交付する。

３　前項の規定により寄託された資料は、資料館所蔵のものと同一の扱いとする。

４　寄託された資料が天災地変その他不可抗力による事故により損害を受けた場合は、委員会は、その責めを負わない。

（入館者の遵守事項）

第５条　資料館へ入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（１）　火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をしないこと。

（２）　騒音又は大声を発する等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

（３） 動物又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
（４） 施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
（５） 承認を受けないで広告類を掲示し、又は配布する行為をしないこと。
（６） 所定の場所以外の場所へ立ち入らないこと。
（７） 所定の場所以外の場所での飲食又は喫煙をしないこと。
（８） 承認を受けないで寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供をしないこと。
（９） その他委員会が管理上支障があると認める行為をしないこと。
（補則）
第６条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。
附 則
（施行期日）
１ この規則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。
（経過措置）
２ この規則の施行の日前に焼津市文化センター条例施行規則（昭和 60 年焼津市教育委員会規則第 11 号）の規定によりされた申込みその他の手続（資料館に係るものに限る。）は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

## ③ 焼津市文化財保護条例

（昭和 52 年 7 月 16 日条例第 15 号）

焼津市文化財保護条例（昭和 31 年焼津市条例第 10 号）の全部を改正する。
第１章 総則
（目的）
第１条 この条例は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）及び静岡県文化財保護条例（昭和 36 年静岡県条例第 23 号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市内に存するもののうち、重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。
（定義）
第２条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。
（１） 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
（２） 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
（３） 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれに用いられる衣服、器具、家具その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
（４） 貝塚、古墳、城跡、旧宅、都城跡その他の遺跡で市にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で市にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
（５） 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
（財産権等の尊重及び他の公益との調整）
第３条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、この条例の執行に当たつては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。
第４条 削除
第２章 焼津市指定有形文化財
（指定）
第５条 委員会は、市内に存する有形文化財（法第 27 条第１項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第４条第１項の規定により静岡県指定有形文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとつて重要なものを焼津市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。
２ 前項の規定による指定をするときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。
３ 第１項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、前項に規定する所有者等に通知してする。
４ 第１項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。
５ 委員会は、第１項の規定による指定をしたときは、当該市指定有形文化財の所有者（以下この章において「所有者」という。）に指定書を交付しなければならない。
（解除）
第６条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特別の理由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。
２ 前項の規定による指定の解除には、前条第３項及び第４項の規定を準用する。
３ 市指定有形文化財が法第 27 条第１項の規定により重要文化財の指定を受けたとき又は県条例第４条第１項の規定により静岡県指定有形文化財に指定されたときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。
４ 前項の場合には、委員会は、その旨を告示するとともに当該市指定有形文化財の所有者等に通知しなければならない。
５ 第２項で準用する前条第３項の規定による解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を委員会に返付しなければならない。
（所有者の管理義務及び管理責任者）
第７条 所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）及び委員会の指示に従い市指定有形文化財を管理しなければならない。
２ 所有者は、特別の理由があるときは、自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者（以下「管

理責任者」という。）を選任することができる。
3　前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、当該管理責任者と連署のうえ、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
4　管理責任者には、第１項の規定を準用する。
（所有者の変更等）
第８条　所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。
2　所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。
（滅失、損傷等）
第９条　市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。
（所在の変更）
第10条　市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。
（管理又は修理の補助）
第11条　市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。
2　前項の補助金を交付する場合には、委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示し、必要があるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。
（管理又は修理に関する指示）
第12条　委員会は、市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を指示することができる。
2　市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があるときは、委員会は、当該所有者に対し、その修理について必要な指示をすることができる。
3　前２項の規定による指示に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内で市の負担とすることができる。
4　前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第２項の規定を準用する。
（現状変更等の制限）
第13条　市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、軽微な行為を執る場合又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、この限りでない。
2　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。
3　委員会は、第１項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
4　第１項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
5　第１項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第３項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。
（修理の届出等）
第14条　所有者は、市指定有形文化財を修理しようとするときは、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。ただし、第11条第１項の規定による補助金の交付、第12条第２項の規定による指示又は前条第１項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。
2　委員会は、市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る市指定有形文化財の修理に関し、指導及び助言をすることができる。
（公開）
第15条　委員会は、所有者及び管理責任者に対し、３月以内の期間を限つて委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。
2　委員会は、所有者に対し、３月以内の期間を限つて当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。
3　所有者及び委員会以外の者が、その主催する展覧会その他の催しにおいて、市指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。
4　第１項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、第２項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内で市の負担とすることができる。
5　委員会は、第２項及び第３項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し、必要な指示をするとともに必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。
6　第２項及び第３項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため、第10条の規定による届出があつた場合には、前項の規定を準用する。
7　第１項又は第２項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は損傷したときは、市は、当該所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき理由により滅失し、又は損傷したときはこの限りでない。
（調査）
第16条　委員会は、必要があると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。
（所有者変更に伴う権利義務の承継）
第17条　所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする委員会の指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。
2　所有者が変更したときは、旧所有者は、指定書を添えて当該市指定有形文化財を新所有者に引き渡さなければならない。

第３章　焼津市指定無形文化財

（指定等）
第18条　委員会は、市内に存する無形文化財（法第71条

第１項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第 18 条第１項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとつて重要なものを焼津市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。
２　委員会は、前項の規定による指定をするに当たつては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
３　第１項の規定による指定又は前項の規定による認定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。
４　第１項又は第２項の規定による指定又は認定は、前項の規定による告示のあつた日からその効力を生ずる。
５　委員会は、第１項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足るものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定をすることができる。
６　前項の規定による追加認定をするときは、第３項及び第４項の規定を準用する。
（解除）
第 19 条　市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失つた場合その他特別の理由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。
２　保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別の理由があるときは、委員会は、その認定を解除することができる。
３　市指定無形文化財が法第 71 条第１項の規定により重要無形文化財に指定されたとき又は県条例第 18 条第１項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。
４　保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。
５　前各項の規定による指定の解除又は認定の解除については、前条第３項及び第４項の規定を準用するものとし、第１項及び第２項の場合にあつては当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に、第３項の場合にあつては当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体と認定されていた団体の代表者に通知するものとする。
（保持者の氏名変更等）
第 20 条　保持者又は保持団体が次の各号のいずれかに該当するときは、保持者若しくは相続人又は保持団体の代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であった者）は、委員会に速やかに届け出なければならない。
（１）　保持者が氏名、芸名、雅号又は住所を変更したとき。
（２）　保持者がその保持する市指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障を生じたとき。
（３）　保持者が死亡したとき。
（４）　保持団体が名称又は事務所の所在を変更したとき。
（５）　保持団体が代表者を変更したとき。
（６）　保持団体が構成員に異動を生じ、又は解散したとき。
（保存）
第 21 条　委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を執ることができる。
２　委員会は、市指定無形文化財の保存に関し、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。
３　前項の規定により補助金を交付する場合には、第 11 条第２項の規定を準用する。
（公開）
第 22 条　委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財（市指定無形文化財であつたものを含む。以下この条において同じ。）の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。
２　前項の規定による市指定無形文化財の公開には、第 15 条第４項及び第５項の規定を準用する。
３　委員会は、第１項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。
４　前項の規定により補助金を交付する場合には、第 11 条第２項の規定を準用する。
（保存に対する指導助言）
第 23 条　委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。
## 第４章　焼津市指定民俗文化財
（指定）
第 24 条　委員会は、市内に存する有形の民俗文化財（法第 78 条第１項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第 24 条第１項の規定により静岡県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとつて重要なものを焼津市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第 78 条第１項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第 24 条第１項の規定により静岡県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとつて重要なものを焼津市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。
２　前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第５条第２項から第５項までの規定を準用する。
３　第１項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。
（指定の解除）
第 25 条　委員会は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失つた場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。
２　前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第６条第２項及び第５項の規定を準用する。

３　第１項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。
４　市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が、法第 78 条第１項の規定により重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財に指定されたとき又は県条例第 24 条第１項の規定により静岡県指定有形民俗文化財若しくは静岡県指定無形民俗文化財に指定されたときは、当該市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。
５　前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除については、第６条第４項及び第５項の規定を準用する。
６　第４項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、委員会は、その旨を告示してしなければならない。
（市指定有形民俗文化財の保護）
第 26 条　市指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。
２　委員会は、市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る市指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。
（市指定有形民俗文化財に関する準用）
第 27 条　第７条から第 12 条まで及び第 15 条から第 17 条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。
（市指定無形民俗文化財の保存）
第 28 条　委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。
２　委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に関し、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。
３　前項の規定により補助金を交付する場合には、第 11 条第２項の規定を準用する。
（市指定無形民俗文化財の記録の公開）
第 28 条の２　委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。
２　前項の規定による公開には、第 22 条第３項及び第４項の規定を準用する。
（市指定無形民俗文化財の保存に関する指導助言）
第 28 条の３　委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。
（無形民俗文化財の記録作成等）
第 29 条　委員会は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に必要があるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開その他保存のため適当な措置を執ることができる。
２　委員会は、保存に当たることを適当と認める者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。
３　前項の規定により補助金を交付する場合は、第 11 条第２項の規定を準用する。
第５章　焼津市指定史跡名勝天然記念物
（指定）
第 30 条　委員会は、市内に存する記念物（法第 109 条第１項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第 29 条第１項の規定により静岡県指定史跡、静岡県指定名勝又は静岡県指定天然記念物に指定されたものを除く。）のうち、市にとつて重要なものを焼津市指定史跡、焼津市指定名勝又は焼津市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
２　前項の規定による指定には、第５条第２項から第４項までの規定を準用する。この場合において、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合は、委員会は同条第３項の規定による通知に代えてその通知すべき事項を市の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から２週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす。
（解除）
第 31 条　委員会は、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失つた場合その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。
２　市指定史跡名勝天然記念物が法第 109 条第１項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物に指定されたとき又は県条例第 29 条第１項の規定により静岡県指定史跡、静岡県指定名勝若しくは静岡県指定天然記念物に指定されたときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。
３　第１項の規定による指定の解除には第６条第２項の規定を、前項の場合には第６条第４項の規定を準用する。この場合において通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合は、前条第２項後段の規定を準用する。
（標識の設置）
第 32 条　市指定史跡名勝天然記念物の所有者（第 35 条で準用する第７条の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者。次条において同じ。）は、委員会規則で定める基準により市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。
（土地所在等の異動届出）
第 33 条　市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地についてその土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。
（現状変更等の制限）
第 34 条　市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更をする場合にあつては維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為をする場合にあつては影響が軽微であるときは、この限りでない。
２　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。
３　第１項の規定による許可を与える場合には、第 13 条第３項の規定を、第１項の規定による許可を受けた者には同条第４項の規定を準用する。
４　第１項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項で準用する第 13 条第３項の規定による許

可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

第35条　第7条から第9条まで、第11条、第12条、第14条、第16条及び第17条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第6章　焼津市選定保存技術

（選定等）

第36条　委員会は、市内に存する伝統的な技術又は技能で、文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び県条例第34条の2の規定により静岡県選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち、市として保存の措置を講ずる必要があるものを、焼津市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。

2　委員会は、前項の規定による選定をするに当たつては、市選定保存技術の保持者又は保存団体（当該保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3　一の市選定保存技術についての前項の規定による認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4　第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定には、第18条第3項から第6項までの規定を準用する。

（解除）

第37条　委員会は、市選定保存技術についての保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特別の理由があるときは、その選定を解除することができる。

2　委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別な理由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3　第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第19条第5項の規定を準用する。

4　市選定保存技術が法第147条第1項の規定により選定保存技術として選定されたとき又は県条例第34条の2の規定により静岡県選定保存技術として選定されたときは、当該市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。

5　前項の場合には、第19条第5項の規定を準用する。

6　前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を告示しなければならない。

（市選定保存技術に関する準用規定）

第38条　第20条、第21条及び第23条の規定は、市選定保存技術について準用する。

第7章　焼津市伝統的建造物群保存地区

（決定）

第39条　委員会は、市内に存する伝統的建造物群のうち、市にとつて重要なものを焼津市伝統的建造物群保存地区（以下「市伝統的建造物群保存地区」という。）に決定することができる。

2　前項に規定する市伝統的建造物群保存地区について必要な事項は、別の条例で定める。

第8章　焼津市文化財保護審議会

（文化財保護審議会）

第40条　委員会に焼津市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、委員会の諮問に応じ、次の事項並びに文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項に関し、必要と認める事項を委員会に答申し、又は建議するものとする。

（1）　市指定有形文化財の指定及びその指定の解除

（2）　市指定無形文化財の指定及びその指定の解除

（3）　市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

（4）　市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除並びに無形民俗文化財の選択

（5）　市指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

（6）　市選定保存技術の選定及びその選定の解除

（7）　市選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除

（8）　その他文化財の保存及び活用に関する重要事項

3　審議会は、委員10人以内で構成する。ただし、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4　委員及び臨時委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから委員会が任命する。

5　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6　第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織運営等に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

第9章　補則

（委任）

第41条　この条例で定めるもののほか、必要な事項は、委員会規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例施行の際現にこの条例による改正前の焼津市文化財保護条例（以下「旧条例」という。）第3条の規定により任命された焼津市文化財保護審議会委員である者は、この条例による改正後の焼津市文化財保護条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく審議会の委員に任命された者とみなす。この場合において、当該委員の任期については、なお従前の例による。

3　この条例施行の際現に旧条例の規定により指定されている焼津市指定文化財のうち、山の神祭については新条例第24条第2項の規定により指定された市指定無形民俗文化財とみなす。この場合において、旧条例の規定による指定書は新条例第24条第2項において準用する新条例第5条第6項の規定により交付された市指定無形民俗文化財の指定書とみなす。

4　この条例施行の際現に旧条例の規定により指定されている焼津市指定文化財のうち、公孫樹、ナギの木、ホ

ルトの木、シナノガキ、マツ、マツ（臥竜の松）、平戸ツツジ、リユウキユウツツジについては、新条例第 30 条第１項の規定により指定された市指定天然記念物とみなす。この場合において、旧条例の規定による指定書は、新条例第 30 条第２項において準用する新条例第５条第４項の規定により通知された市指定天然記念物の通知書とみなす。

５　前２項に規定した以外の旧条例の規定に基づく市指定文化財は、新条例第５条第１項の規定により指定された市指定有形文化財とみなす。この場合において旧条例による指定書は、新条例第５条第６項の規定により交付された市指定有形文化財の指定書とみなす。

（大井川町の編入に伴う経過措置）

６　大井川町の編入の日前に大井川町文化財保護条例（昭和 52 年大井川町条例第９号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附　則（平成 15 年３月 31 日条例第７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 20 年 10 月７日条例第 74 号）

この条例は、平成 20 年 11 月１日から施行する。

## ④ 焼津市文化財保護条例施行規則

（昭和 52 年７月 16 日教育委員会規則第４号）

焼津市文化財保護条例施行規則（昭和 31 年焼津市教育委員会規則第１号）の全部を改正する。

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、焼津市文化財保護条例（昭和 52 年焼津市条例第 15 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

第２章　削除

第２条から第４条まで　削除

第３章　焼津市指定有形文化財

（指定申請書及び同意書）

第５条　条例第５条第１項の規定による指定を受けようとする者は、市指定有形文化財指定申請書（第１号様式）を教育委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。

２　条例第５条第２項の規定による同意は、指定等同意書（第２号様式）によるものとする。

（指定書）

第６条　条例第５条第５項の規定による指定書は、指定書（第３号様式）によるものとする。

（指定書の再交付申請）

第７条　指定書を滅失し、又は損傷したときは、指定（認定）（通知）書再交付申請書（第４号様式）に、事実を証するに足る文書又は損傷した指定書を添えて、速やかに指定書の再交付の申請をしなければならない。

（管理責任者選任等の届出）

第８条　条例第７条第３項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、市指定文化財管理責任者選任（解任）届（第５号様式）によるものとする。

（所有者変更等の届出）

第９条　条例第８条第１項及び第２項の規定による所有者等の変更の届出、条例第９条の規定による滅失、損傷等の届出並びに条例第 10 条の規定による所在の変更の届出は、市指定文化財所有者等変更届（第６号様式）によるものとする。

第 10 条　削除

（現状変更の許可申請等）

第 11 条　条例第 13 条第１項の規定により現状変更等の許可を受けようとする者及び条例第 14 条第１項の規定による修理の届出をしようとする者は、市指定文化財現状変更等（届）許可申請書（修理届）（第７号様式）を変更等しようとする日の 20 日前までに委員会に提出するものとする。

２　前項の規定により現状変更等の許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等に着手し、及びこれを終了したときは、速やかにその旨を報告するものとする。

（維持の措置の範囲）

第 12 条　条例第 13 条第２項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（１）　焼津市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）が損傷している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財をその当時の原状（指定後、許可を受けて現状変更等をした場合にあつては、当該現状変更等終了時における原状）に復するとき。

（２）　市指定有形文化財が損傷している場合において、当該損傷の拡大を防止するため、応急の措置をするとき。

第４章　焼津市指定無形文化財

（指定申請書及び同意書）

第 13 条　条例第 18 条第１項の規定による指定を受けようとする者は、市指定無形文化財等指定（選定）申請書（第８号様式）を委員会に提出するものとする。

２　前項の申請書を提出する者が保持者又は保持団体以外の者である場合は、申請書に指定等同意書を添えなければならない。

（認定書の交付）

第 14 条　条例第 18 条第３項の規定による通知は、認定書（第９号様式）によるものとする。

２　認定書を滅失し、又は損傷したときは、指定（認定）（通知）書再交付申請書に、事実を証するに足る文書又は損傷した認定書を添えて、速やかに認定書の再交付の申請をしなければならない。

（保持者の氏名変更等の届出）

第 15 条　条例第 20 条の規定による保持者の氏名変更等の届出は、保持者氏名変更等届（第 10 号様式）によるものとする。

第 16 条　削除

第５章　焼津市指定民俗文化財

（市指定有形民俗文化財に関する準用規定）

第 17 条　第３章（第 11 条及び第 12 条を除く。）の規定は、焼津市指定有形民俗文化財に準用する。

（現状変更等の届出）

第 18 条　条例第 26 条の規定による現状変更等の届出は、市指定文化財現状変更等（届）許可申請書（修理届）によるものとする。

（市指定無形民俗文化財指定申請書）

第 19 条　条例第 24 条第１項の規定による指定を受けようとする者は、市指定無形民俗文化財指定申請書（第 10 号様式の２）を委員会に提出するものとする。

第 20 条及び第 21 条　削除

第６章　焼津市指定史跡名勝天然記念物

（市指定史跡名勝天然記念物に関する準用規定）

第 22 条　第３章の規定は、この章に特別の定めがある場合を除き、焼津市指定史跡名勝天然記念物に準用する。

（指定通知）
第 23 条　条例第 30 条第２項で準用する条例第５条第３項の規定による通知は、指定通知書（第 11 号様式）によるものとする。
（標識及び説明板）
第 24 条　条例第 32 条の規定により設置すべき標識及び説明板には、次に掲げる事項を記入するものとする。
（１）　焼津市指定史跡、焼津市指定名勝又は焼津市指定天然記念物の別及び名称
（２）　指定の年月日
（３）　説明事項
（４）　保存上注意すべき事項
（５）　その他参考事項
（境界標）
第 25 条　条例第 32 条の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とし、その規格はおよそ 13 センチメートルの角柱で、地表からの高さは 30 センチメートルを基準とする。
２　前項の境界標は、指定に係る地域の屈折する地点その他境界線上の重要な地点に設置するものとする。
３　第１項の境界標には、次に掲げる事項を記入するものとする。
（１）　上面　指定に係る地域の境界を示す方向指示線
（２）　側面　史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界のうち、該当の文字及び焼津市教育委員会の文字
（標識等設置に関する報告）
第 26 条　条例第 32 条の規定により標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しようとする者は、設計仕様書、設計図（説明板の設置に係る場合は記載事項を含む。）及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめ、その旨及び当該工事の着手並びに完了の予定時期を委員会に報告するものとする。
（土地所在等の異動の届出）
第 27 条　条例第 33 条の規定による土地所在等の異動の届出は、市指定史跡名勝天然記念物所在等異動届（第 12 号様式）によるものとする。
（現状変更等の許可申請）
第 28 条　条例第 34 条第１項の規定による許可を受けようとする者は、市指定文化財現状変更等（届）許可申請書（修理届）を変更しようとする日の 20 日前までに委員会に提出するものとする。
２　第 11 条第２項の規定は、前項の規定により許可を受けた者に準用する。
（維持の措置の範囲）
第 29 条　条例第 34 条第２項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
（１）　史跡、名勝又は天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
（２）　史跡、名勝又は天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、当該損傷又は衰亡の拡大を防止するため、応急の措置をするとき。
（３）　史跡、名勝又は天然記念物の一部が、損傷し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が、明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
第７章　焼津市選定保存技術
（選定申請書及び同意書）
第 30 条　条例第 36 条第１項の規定による選定を受けようとする者は、市指定無形文化財等指定（選定）申請書を委員会に提出するものとする。
２　前項の申請書を提出する者が、保持者又は保存団体以外の者である場合は、申請書に指定等同意書を添えなければならない。
（認定書の交付）
第 31 条　条例第 36 条第４項で準用する条例第 18 条第３項の規定による通知は、認定書によるものとする。
２　認定書を滅失し、又は損傷したときは、指定（認定）（通知）書再交付申請書に事実を証するに足る文書又は損傷した認定書を添えて、速やかに認定書の再交付の申請をしなければならない。
（保持者の氏名変更等の届出）
第 32 条　条例第 38 条で準用する条例第 20 条の規定により届け出なければならない場合には、第 15 条の規定を準用する。
第 33 条　削除
第８章　焼津市文化財保護審議会
（会長及び副会長）
第 34 条　焼津市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によって定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
（会議）
第 35 条　審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。
２　審議会は、委員及び議事に関係がある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係がある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
（庶務等）
第 36 条　審議会の庶務は、委員会の定める機関において処理する。
２　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会に諮って会長が定める。
第９章　雑則
（台帳等）
第 37 条　委員会は、次の各号に掲げる書類を当該各号に掲げる期間保存しなければならない。
（１）　市指定文化財台帳（第 13 号様式）　永年
（２）　文化財等の指定又は選定並びにその異動及び解除に関する書類　永年
（３）　その他必要な公文書　５年
附　則
１　この規則は、公布の日から施行する。
２　この規則の施行の際、この規則による改正前の規定に基づいて委員会においてなされた指定等の手続きは、この規則の規定に基づいてなされたものとみなす。
附　則（昭和 61 年４月１日教委規則第２号抄）
（施行期日）
１　この規則は、昭和 61 年４月１日から施行する。
附　則（平成７年２月 23 日教委規則第２号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成 20 年 10 月 22 日教委規則第 14 号）
この規則は、平成 20 年 11 月１日から施行する。

## ⑤ 焼津市伝統的建造物群保存地区保存条例

（平成 25 年３月 27 日条例第８号）

（目的）

第１条　この条例は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 143 条第１項の規定に基づき、本市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他その保存のため必要な措置を定め、もって本市の文化的向上に資することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この条例において「伝統的建造物群」とは、法第２条第１項第６号の伝統的建造物群をいう。

２　この条例において「伝統的建造物群保存地区」とは、法第 142 条の伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）をいう。

（保存計画）

第３条　焼津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、保存地区を決定したときは、焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めなければならない。

２　保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）　保存地区の保存に関する基本計画に関する事項

（２）　保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定に関する事項

（３）　伝統的建造物の保存整備計画に関する事項

（４）　伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等に関する事項

（５）　保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

３　保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

（現状変更行為の規制）

第４条　保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。

（１）　建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築、移転又は除却

（２）　建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

（３）　宅地の造成その他の土地の形質の変更

（４）　木竹の伐採

（５）　土石類の採取

２　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。

（１）　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

（２）　次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転又は除却

ア　仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転

イ　水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、増築、改築、移転又は除却

（３）　次に掲げる木竹の伐採

ア　間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採

イ　枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ　森林病害虫等防除のための木竹の伐採

エ　自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

オ　仮植した木竹の伐採

（４）　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア　法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

イ　静岡県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為

ウ　農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

（ア）　建築物等の新築、改築、増築、移転又は除却（仮設の工作物を除く。）

（イ）　用排水施設又は幅員が２メートルを超える農道若しくは路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く部分の幅員が３メートルを超える林道の設置

（ウ）　宅地の造成又は土地の開墾

（エ）　森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）

３　市長及び教育委員会は、第１項の許可を与える場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付すことができる。

（許可の基準）

第５条　市長及び教育委員会は、前条第１項に掲げる行為で次に掲げる基準（市長にあっては、第８号に定める基準）に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

（１）　伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

（２）　伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

（３）　伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

（４）　伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

（５）　前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

（６）　第４号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

（７）　前条第１項第３号から第５号までの行為については、それらの行為後の地貌（ぼう）その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

（８）　前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保

存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

（国の機関等に関する特例）

第６条　国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、第４条第１項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会に協議しなければならない。

第７条　次に掲げる行為については、第４条第１項及び前条の規定は適用しない。この場合において、同項の許可又は前条に規定する協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。

（１）　河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第３条第１項に規定する河川又は同法第 100 条第１項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為

（２）　砂防法（明治 30 年法律第 29 号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為

（３）　地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）による地すべり防止工事の施行に係る行為

（４）　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為

（５）　森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第５条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為

（６）　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）に規定する林地荒廃防止施設災害復旧事業

（７）　独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号）第 12 条第１項（同項第４号を除く。）に規定する業務に係る行為（第３号に掲げるものを除く。）

（８）　道路交通の安全のため必要な施設の設置又は管理に係る行為

（９）　気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為

（10）　法第 27 条第１項の規定により指定された重要文化財、法第 78 条第１項の規定により指定された重要有形民俗文化財、法第 92 条第１項に規定する埋蔵文化財又は法第 109 条第１項の規定により指定され、若しくは法第 110 条第１項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

（11）　郵便差出箱の設置又は管理に係る行為

（12）　公衆電話施設の設置又は管理に係る行為

（13）　水道法（昭和 32 年法律第 177 号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

（許可の取消し等）

第８条　市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第４条第１項の許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。

（１）　この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者

（２）　この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

（３）　第４条第３項の規定により許可に付した条件に違反している者

（４）　詐欺その他不正な手段により第４条第１項の許可を受けた者

２　市長及び教育委員会は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。

（損失の補償）

第９条　市長は、第４条第１項の許可を受けることができなかったことにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。

（経費の補助等）

第 10 条　市長は、保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。

（審議会の設置等）

第 11 条　教育委員会に審議会を置く。

２　審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議する。

３　審議会の委員の定数は 15 人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。

４　委員の任期は、２年とする。

５　審議会は、必要があるときは臨時委員を置くことができる。

（罰則）

第 12 条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の罰金に処する。

（１）　第４条第１項の規定に違反した者

（２）　第８条第１項の規定に基づく命令に違反した者

（両罰規定）

第 13 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の刑を科する。

（規則への委任）

第 14 条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が規則で定める。

附　則

この条例は、平成 25 年４月１日から施行する。ただし、第４条から第 10 条まで、第 12 条及び第 13 条の規定は、平成 25 年 10 月１日から施行する。

## ⑥ 焼津市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

（平成25年３月21日教育委員会規則第14号）

（趣旨）

第１条　この規則は、焼津市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成25年焼津市条例第８号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（現状変更行為の許可の申請）

第２条　条例第４条第１項の許可を受けようとする者は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可申請書（第１号様式）を市長及び教育委員会に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　現状変更箇所の位置図及び配置図

（２）　現状変更行為に係る設計図書（縮尺100分の１以上のもの）及び仕様書

（３）　現状変更箇所の現況写真

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長及び教育委員会が必要と認める書類

（現状変更行為の許可の決定）

第３条　市長及び教育委員会は、前条第１項の規定による許可の申請があったときは、その内容を審査の上、許可の可否を決定し、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可（不許可）決定通知書（第２号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（許可標識の設置）

第４条　条例第４条第１項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、当該行為を行う土地の区域内の見やすい場所に伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為の許可標識（第３号様式）を設置しなければならない。

（現状変更行為の完了届出等）

第５条　条例第４条第１項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為完了（中止）届出書（第４号様式）を教育委員会に届け出なければならない。

（現状変更行為の協議又は通知）

第６条　条例第６条の規定により市長及び教育委員会に協議し、又は条例第７条の規定により市長及び教育委員会に通知しようとする者は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為協議（通知）書（第５号様式）に第２条第２項各号に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（伝統的建造物群保存地区保存審議会の会長及び副会長）

第７条　条例第11条第１項の審議会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長は委員の互選により選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の補欠の委員の任期）

第８条　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議会の会議）

第９条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　前３項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（意見の聴取等）

第10条　審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第11条　審議会の庶務は、伝統的建造物群保存地区の保存に関する事務を所管する課において処理する。

（その他）

第12条　この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。ただし、第２条から第６条までの規定は、平成25年10月１日から施行する。

附　則（平成30年３月28日教委規則第７号）

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

## ⑦ 焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第１条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）の規定により、焼津市教育委員会（以下「委員会」という。）の内部組織、事務の委任、職の設置その他必要な事項を定めるものとする。

（課の設置）

第２条　委員会の事務局（以下「事務局」という。）に次の課（これに準ずる組織を含む。以下同じ。）を置く。

文化財課

２　課にそれぞれ次の表の右欄に掲げる担当（所管の事務を専門的かつ機能的に分担処理するための事務の分類としての名称をいう。以下同じ。）を置く。

| | |
|---|---|
| 文化財課 | 歴史民俗資料館担当<br>小泉八雲記念館担当 |

（分掌事務）

第３条　課の所掌事務は、次のとおりとする。

文化財課

（１）　文化財の保護及び顕彰に関すること。

（２）　文化財保護審議会に関すること。

（３）　埋蔵文化財の調査及び研究並びに資料の整理及び保管に関すること。

（４）　焼津市歴史民俗資料館の管理及び運営に関すること。

（５）　市史に関すること。

（６）　市史の資料に関すること。

（７）　伝統的建造物群保存地区の保存に関すること。

（８）　小泉八雲の業績の顕彰及び伝承に関すること。

（９）　小泉八雲に関する講演会、研究会、各種講座等の開催に関すること。

（10）　焼津小泉八雲記念館の管理及び運営に関すること。

（11）　課内の庶務に関すること。

（教育機関等の所管）

第５条の２
３　次の表の左欄に掲げる公の施設は、それぞれ同表の右欄に定める課の所管とする。

| | |
|---|---|
| 歴史民俗資料館<br>焼津小泉八雲記念館 | 文化財課 |

（教育長への委任）
第６条　委員会は、法第 25 条第２項各号に掲げる事務及び次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
（１）　学校その他の教育機関の敷地を選定すること。
（２）　１件 300 万円を超える教育財産の取得を申し出ること。
（３）　１件 300 万円を超える工事の計画を定めること。
（４）　学令児童及び生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
（５）　教科書を採択すること。
（６）　校長、教員その他教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
（７）　社会教育委員、焼津市公民館運営審議会委員、焼津市図書館協議会委員、焼津市文化財保護審議会委員及び焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員並びに焼津市青少年教育相談センター運営協議会委員を委嘱すること。
２　教育長は、前項の規定にかかわらず委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを委員会の審議にかけなければならない。
（事務局長等の専決）
第 11 条　教育長は、別に定めるところにより事務局長、課長、係長又は学校その他の教育機関の長にその権限に属する事務の一部を専決させることができる。
附　則（平成 31 年３月 25 日教委規則第１号）
この規則は、平成 31 年４月１から施行する。

## ⑧ 焼津市教育委員会処務規程（抜粋）

（趣旨）
第１条　この規程は、別に定めのあるものを除くほか、焼津市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び焼津市立学校その他の教育機関（以下「教育機関」という。）の事務処理について必要な事項を定めるものとする。
（課長等専決）
第３条　課長及び教育機関（小学校、中学校及び幼稚園を除く。）の長が専決できる事項は、次のとおりとする。
７　歴史民俗資料館長専決事項
（１）　焼津市歴史民俗資料館資料の収集、整理及び保存
（２）　研修会、講習会その他文化財に関する事業の企画立案及び事業計画に基づく実施
（３）　焼津市文化財保護審議会の庶務
（４）　焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会の庶務
附　則（平成 30 年３月 28 日教委訓令甲第１号）
この訓令甲は、平成 30 年４月１日から施行する。

## ⑨ 教育委員会に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程（抜粋）

（趣旨）
第１条　この規程は、焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年焼津市条例第２号）及び焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成７年焼津市規則第 18 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、同条例及び規則に定めるもののほか教育委員会に勤務する職員の勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間に関し必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（５）　文化センター等職員　歴史民俗資料館、小泉八雲記念館並びに焼津図書館及び大井川図書館に勤務する常勤の職員をいう。
（勤務時間の割振り及び休憩時間）
第３条　通常勤務職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、市長事務部局に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程（平成７年焼津市訓令甲第４号）に定める通常勤務職員の勤務時間の割振り及び休憩時間の例による。
２　特例勤務職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、職員の区分に応じ、別表第１のとおりとする。この場合において、所属長（焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則（昭和 36 年焼津市教育委員会規則第３号）第８条の課長及びこれに相当する職をいう。以下同じ。）が勤務時間の割振りを定めるときは、規則第２条に規定する基準によりこれを定めなければならない。
（週休日）
第４条　特例勤務職員の週休日は、職員の区分に応じ、別表第２のとおりとする。
２　前条第２項後段の規定は、前項の場合において準用する。
附　則（平成 30 年３月 28 日教委訓令甲第３号）
この訓令甲は、平成 30 年４月１日から施行する。
別表第１（第３条関係）

| 職員の区分 | 勤務時間の割振り | | 休憩時間 |
|---|---|---|---|
| 文化センター等職員 | 週休日を除き、歴史民俗資料館及び小泉八雲記念館の職員にあっては、日勤Ａとし、・・・（略）・・・所属長が各勤務の組合せにより職員ごとに定める。 | | |
| | 日勤Ａ | 午前８時 30 分から午後５時 15 分まで | 正午から午後１時まで |

別表第２（第４条関係）

| 職員の区分 | 週休日 |
|---|---|
| 文化センター等職員 | 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日。以下同じ。）及び４週間につき４の勤務日に相当する日 |

## ２　平成 30 年度決算

### （１）文化財保護費

①歳　入

| 事　項 | 金　額 | 摘　要 |
|---|---|---|
| 国庫支出金 | 13,640,000 円 | 文化財保護事業費補助金、伝統的建造物群保存事業費補助金 |
| 県支出金 | 2,355,392 円 | 文化財保護事業費補助金、伝統的建造物群保存事業費補助金、権限移譲事務交付金 |
| 計 | 15,995,392 円 | |

②歳　出

| 事　項 | 金　額 | 摘　要 |
|---|---|---|
| 職員給与費 | 40,469,301 円 | 職員給与等 |
| 文化財保護審議会費 | 217,920 円 | 文化財保護審議会報酬等 |
| 文化財保護事務費 | 1,331,671 円 | 文化財保護活動事業 |
| 花沢地区伝統的建造物群保存対策事業費 | 26,530,777 円 | 伝統的建造物群保存地区保存審議会報酬、歴史的建造物修理事業補助、花沢地区防災計画策定事業、地区内整備推進事業 |
| 花沢地区ビジターセンター整備事業費 | 5,637,483 円 | 実施設計費 |
| 浜通り再生検討事業費 | 1,073,864 円 | 伝統的建造物の維持管理等 |
| 文化財保護助成費 | 270,000 円 | 指定文化財補助金 |
| 国庫補助文化財保護事業費 | 2,000,000 円 | 出土遺物保存処理事業 |
| 花沢城跡整備事業費 | 3,038,633 円 | 発掘調査等 |
| 計 | 80,569,649 円 | |

### （２）歴史民俗資料館費

①歳　入

| 事　項 | 金　額 | 摘　要 |
|---|---|---|
| 諸収入 | 162,290 円 | 歴史民俗資料館雑入（自主事業材料費、刊行物売上等） |
| 計 | 162,290 円 | |

②歳　出

| 事　項 | 金　額 | 摘　要 |
|---|---|---|
| 歴史民俗資料館事務費 | 9,257,252 円 | 資料館運営経費、臨時職員等賃金、資料燻蒸委託料等 |
| 歴史民俗資料館資料整理費 | 5,054,180 円 | 嘱託員賃金、消耗品等 |
| 歴史民俗資料館自主事業費 | 1,173,604 円 | 企画展、講座・講演会、体験学習等開催 |
| 計 | 15,485,036 円 | |

**焼津市歴史民俗資料館年報34**

― 令和元年度 ―

発 行 日　令和２年５月 31 日
発　　行　焼津市歴史民俗資料館
郵便番号　425-0071
所 在 地　静岡県焼津市三ケ名 1550 番地
電話番号　（054）629-6847
Ｆ Ａ Ｘ　（054）629-6848